

第3次

由布市障がい者基本計画

令和6年度～令和11年度

第7期由布市障がい福祉計画・ 第3期由布市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

“障がいのある人もない人も、
共に充実していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現”



令和6年3月
由布市

表紙 挿入作品

題名 感と歴(かんとれき)の1作品

作者 三宅 広司 さん

はじめに

障がい者福祉施策の充実が世界的な流れとして進む中、国の障がいのある方を取り巻く法制度は大きく変化しています。また、近年の動向として、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、令和3年6月には改正「障害者差別解消法」、令和5年3月には、「第5次障害者基本計画」が公布され、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する方向性が示されました。



由布市ではこのたび、第3次由布市障がい者基本計画（令和6年度～令和11年度）、第7期由布市障がい福祉計画（令和6年度～令和8年度）、第3期由布市障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）を一体的に策定致しました。

この計画では、前計画の基本理念を継承し「障がいのある人もない人も、共に充実していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現」を掲げています。私たちが目指していく社会は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながらいきいきと共生するまちです。

本計画の策定にあたっては、障がい福祉に関する施策や事業の実績を評価するとともに、障がいのある当事者、一般市民の方へのアンケートを実施し、当市の課題を整理しました。また、由布市地域自立支援協議会の委員として、障がい者関係団体の代表者、学識経験者、福祉事業従事者、関係行政機関等にご参加をいただき、活発な議論の場を通して、ご見識を賜ることができました。

最後に、由布市地域自立支援協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言を賜りました市民の皆様、そして策定に関してご尽力いただいた関係各位に対し、心から御礼を申し上げます。

令和6年3月

由布市長 相馬 尊重

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の基本的方向	1
1. 計画策定にあたって.....	1
2. 計画の位置付け.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の基本理念と目標.....	5
5. 計画の基本的な方向性.....	7
6. 計画体系.....	8
7. 計画の策定体制.....	9
第2章 由布市の障がい者を取り巻く状況	10
1. 統計データからみる由布市の現状.....	10
2. アンケート調査結果からみる由布市の現状.....	26
3. 由布市障がい者基本計画（第2次）の施策・取組の実施状況.....	46
4. 今後の施策推進に向けた課題.....	48
 第2部 第3次由布市障がい者基本計画	53
第1章 施策の展開と取組	54
1. 個人としての尊厳の尊重.....	54
2. 地域における生活支援の充実.....	56
3. 自立と社会参加の促進.....	58
4. 人にやさしいまちづくりの推進.....	60
5. 由布市地域自立支援協議会の活動推進・充実.....	61
 第3部 第7期由布市障がい福祉計画・ 第3期由布市障がい児福祉計画 .	63
第1章 前期計画の進捗状況	64
1. 前期計画の成果目標の評価.....	64
第2章 成果目標の設定.....	74
1. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	74
第3章 サービスの種類ごとの量の見込及び確保方策	84
1. 障害福祉サービス等の見込量と確保方策.....	84
2. 障害児通所支援等の見込量と確保方策.....	92
3. 地域生活支援事業の実施状況及び見込量.....	94
第4章 計画の進行管理	102
1. 計画の進行管理（評価、見直し）	102
2. 計画の周知.....	102
 資料編	103
1. 由布市地域自立支援協議会委員名簿.....	104
2. 用語解説.....	105

第1部 総論

第1章 計画の基本的方向

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

障がい者福祉施策の充実が世界的な流れとして進む中、国は障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」の批准を平成26（2014）年1月に行いました。

近年、高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大等の様々な要因により、心身に障がいのある人が年々増加傾向にあり、障がいの重度化、重複化等により、障がい者のニーズも多様化しています。また、難病、発達障がい、高次脳機能障がいといった様々な障がいへの対応も求められています。

これらに対応すべく国においては、令和5年3月に令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「第5次障害者基本計画」が閣議決定され、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するなどの方向性が示されました。

障がい福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、障がいのある人が自らの意思により地域で自立した生活ができる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

本市では、国の動向や本市の実情に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、平成28年3月に「由布市障がい者基本計画（第2次）」を策定し、「障がいのある人もない人も、共に充実していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現」を基本理念に掲げ、地域や関係機関等と連携した総合的な取組を推進してきました。

そして令和3年3月に「第6期由布市障がい福祉計画・第2期由布市障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供基盤の計画的な整備を行ってきました。

このような中、「由布市障がい者基本計画（第2次）」及び「第6期由布市障がい福祉計画・第2期由布市障がい児福祉計画」が令和5年度末に計画期間を満了することから、これまでの施策の進捗状況や障がい者のニーズ等を踏まえて計画を見直し、新たな「由布市障がい者基本計画」及び「由布市障がい福祉計画・由布市障がい児福祉計画」を策定することとしました。

＜近年の国の動き＞

◆ 改正「障害者差別解消法」公布（令和3年6月）

障がい者を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者による合理的配慮の提供の法的義務化や行政機関相互間の連携の強化等について定められました。（公布後3年以内に施行）

◆ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（通称：医療的ケア児支援法）」施行（令和3年9月）

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的に、国・地方公共団体に対して、医療的ケア児への支援が義務化されました。

◆ 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行（令和4年5月）

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として定められました。

具体的には、地方公共団体の責務として、地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、実施することなどが定められました。

◆ 「障害者基本計画（第5次）」策定（令和5年3月）

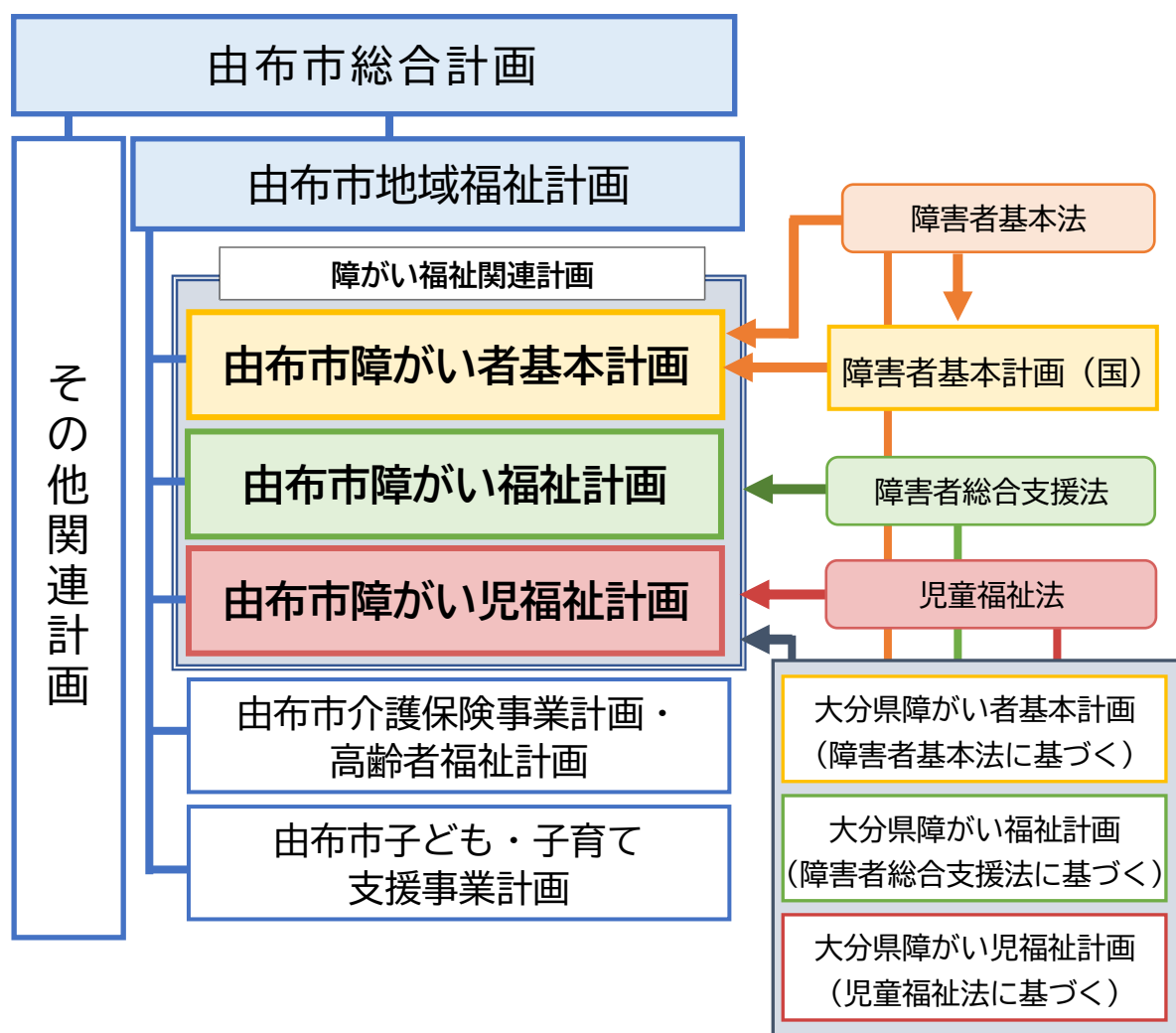
平成30年3月の「障害者基本計画（第4次）」策定以降の社会動向等を踏まえ、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として策定されました。地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調を基本原則とし、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するなどの方向性が示されました。

2. 計画の位置付け

「由布市障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に定められた「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」です。本市の障がい者施策の最も基本的な考え方などを定める中長期の計画となります。

また、「由布市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に定められた「市町村障害福祉計画」、「由布市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に定められた「市町村障害児福祉計画」となり、本計画は、この3つの計画を一体的に策定するものです。

また、本計画は、上位計画である「由布市総合計画」や「由布市地域福祉計画」をはじめ、市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。



3. 計画の期間

これまで、障がい者基本計画は10年ごと、障がい（児）福祉計画は3年ごとに
見直してきましたが、障がい者基本計画と障がい（児）福祉計画の計画始期を揃
えることで両計画の連携を一層図りやすくするために、障がい者基本計画の計画
期間を6年間に変更します。

① 障がい者基本計画

2024（令和6）年度から2029（令和11）年度まで（6年間）

② 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

2024（令和6）年度から2026（令和8）年度まで（3年間）

※障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、3年間を基本として柔軟な期間
設定が可能となりました。

2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
障がい者基本計画 (第2次)			障がい者基本計画 (第3次)					
障がい福祉計画 (第6期)			障がい福祉計画 (第7期)			障がい福祉計画 (第8期)		
障がい児福祉計画 (第2期)			障がい児福祉計画 (第3期)			障がい児福祉計画 (第4期)		

4. 計画の基本理念と目標

(1) 由布市のまちづくりの方向性

平成17年10月1日に由布市市民憲章が制定され、その前文には「私たち由布市民はみんなの幸せのために、4つの誓いを果たすことに努める」とされています。このなかで、一人ひとりの人権を尊重するということも掲げられています。

由布市民憲章—みんなの誓い—

私たち由布市民はみんなの幸せのために、四つの誓いを果たすことに努めましょう。

(感謝と使命)

一、豊かな自然を命の源として感謝し
次代の市民に引き継いでいくまちをつくります

(融和と郷土愛)

一、郷土の歴史・文化・慣習を大切に
緑豊かでふれあいのあるまちをつくります

(平等と仁愛)

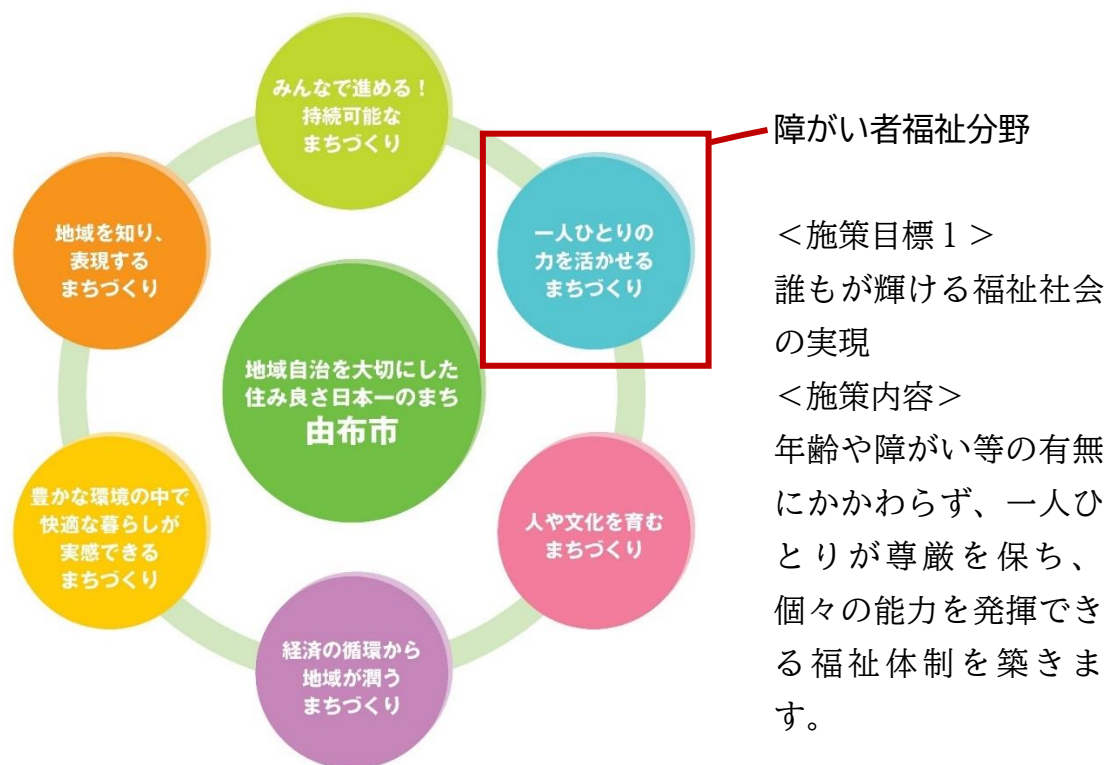
一、一人ひとりの人権を尊重し
子どもやお年寄りを大切にする
あたたかいまちをつくります

(協働と希望)

一、地域づくり・まちづくりにみんなで参加し
健康で笑顔あふれる明るいまちをつくります

第二次由布市総合計画の基本構想では、まちづくりの目標に「地域自治を大切に
にした住み良さ日本一のまち・由布市」を掲げ、6つの施策テーマごとの施策目
標と施策内容を設定しています。

まちづくりの目標実現に向けた6つの施策テーマ



(2) 基本理念・目標像

「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無や程度に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、社会を構成する一員として暮らす共生社会を実現する必要があります。

そのためには、あらゆる面において障がい者に対する差別をなくし、また、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約するような障壁を取り除くことにより、障がい者が地域の中で安心して質の高い生活を営むことができる社会を目指す必要があります。

他方で、障がい者の実質的な自立と社会参加を実現するためには、障がい者自身やその家族が、十分な情報提供と必要なサービスを利用しながら、社会との関係を構築し、自立と社会参加に向けた意識を持つことも必要です。

本計画においては、前計画の基本理念を継承し、「障がいのある人もない人も、共に充実していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現」とします。

また、本市のまちづくりの方向性や、障害者権利条約の批准、法改正の趣旨等を踏まえ、次の3つを本計画を推進するにあたって目指す目標像として掲げ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、いきいきと共生する社会の実現を目指します。

「障がいのある人もない人も、
共に充実していきいきとした人生を
送ることができる共生社会の実現」

尊重しあい
支えあうまち

身近な地域で安心して
暮らせるまち

ひとり一人が
輝くまち

5. 計画の基本的な方向性

基本理念の実現に向けて、以下の5つを本計画の基本的な方向性とします。

方向性1 個人としての尊厳の尊重

障がい者の主体性が尊重され、差別や偏見がない地域社会の実現に向け、相談支援の充実、権利擁護の推進、啓発の推進や交流の促進を図ります。

方向性2 地域における生活支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現に向け、生活の支援、保健・医療の充実を図ります。

方向性3 自立と社会参加の促進

障がい者が地域で自立した生活ができる社会の実現に向け、療育や教育の充実、就労等の社会参加の促進を図ります。

方向性4 人にやさしいまちづくりの推進

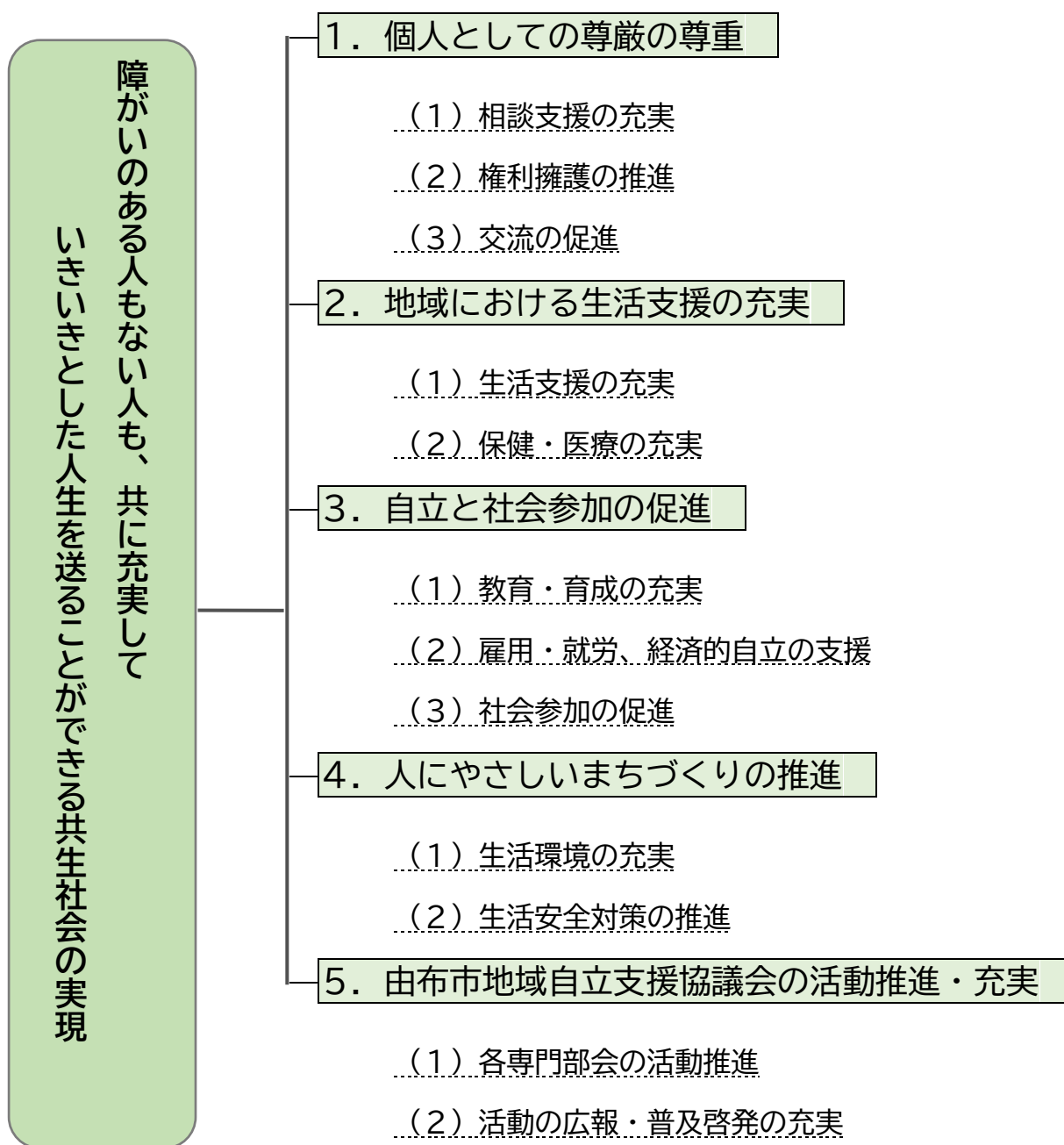
障がい者が安全に生活できる社会の実現に向け、生活環境の充実や生活安全対策の推進を図ります。

方向性5 由布市地域自立支援協議会の活動推進・充実

由布市地域自立支援協議会の各専門部会（こども支援部会・くらし支援部会・しごと支援部会・相談支援部会）を通じて障がい福祉に関する関係機関及び関係者が相互の連携を図り、地域における障がい者等への支援体制の整備を推進します。



6. 計画体系



7. 計画の策定体制

(1) 福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、由布市で生活する障がいのある人の共生社会に対する意識やニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	障がい者手帳所持者：本市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の中から無作為抽出した 600 人 市民：本市在住の市民から無作為抽出した 200 人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和 4 年 11 月 25 日から令和 4 年 12 月 23 日まで
回収結果	障がい者手帳所持者： 319 件（回収率： 53.2%） 市民： 92 件（回収率： 46.0%）

(2) 由布市地域自立支援協議会での協議

方針・施策等の推進方策・あり方を調査審議、提言する場として、「由布市地域自立支援協議会」において協議を行いました。この協議会は、障がい者関係団体の代表、学識経験者、福祉事業従事者、関係行政機関等で構成され、様々な見地からの議論をいただきました。

(3) パブリックコメントの実施

令和 5 年 12 月に、計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

第2章 由布市の障がい者を取り巻く状況

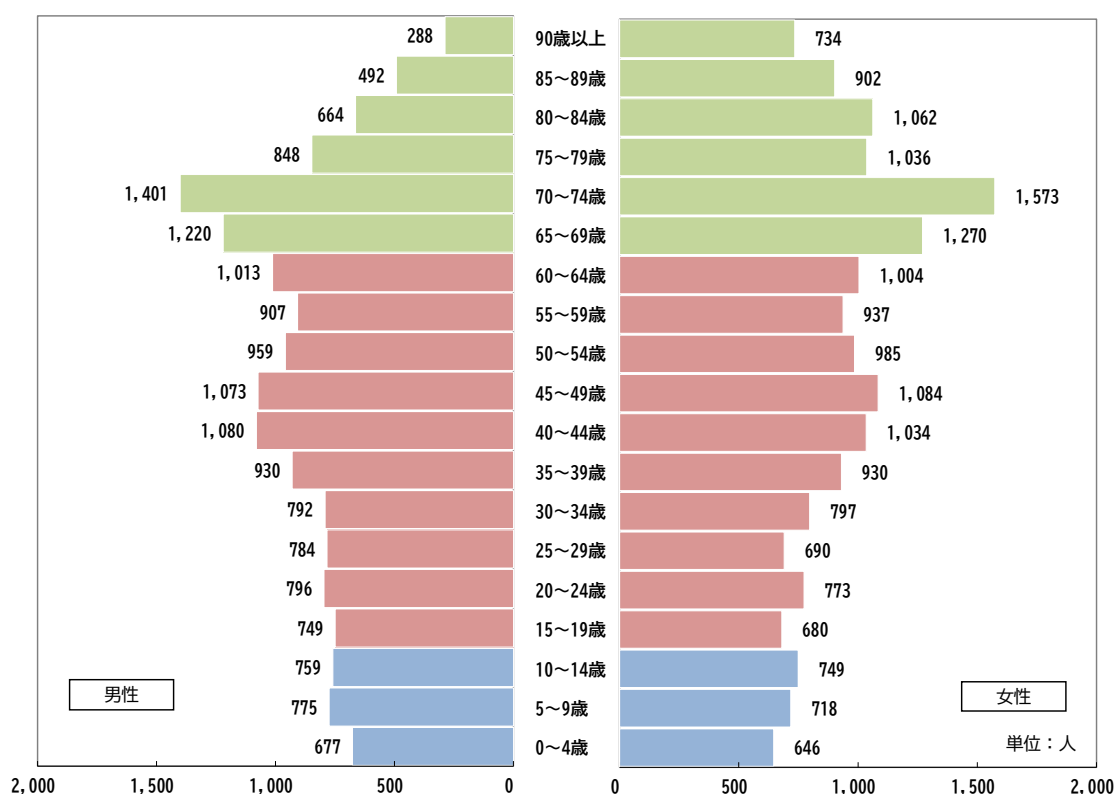
1. 統計データからみる由布市の現状

(1) 人口構造

本市の人口は、令和4年1月1日現在で、男性16,207人、女性17,604人、合計33,811人です。

年齢階層別にみると、男女ともに65～74歳の階層の膨らみが大きくなっており、今後10年間で、この階層が順次後期高齢期に達することから、計画期間中はさらなる高齢化率の上昇が見込まれます。

図表 1 人口ピラミッド(令和4年1月1日現在)



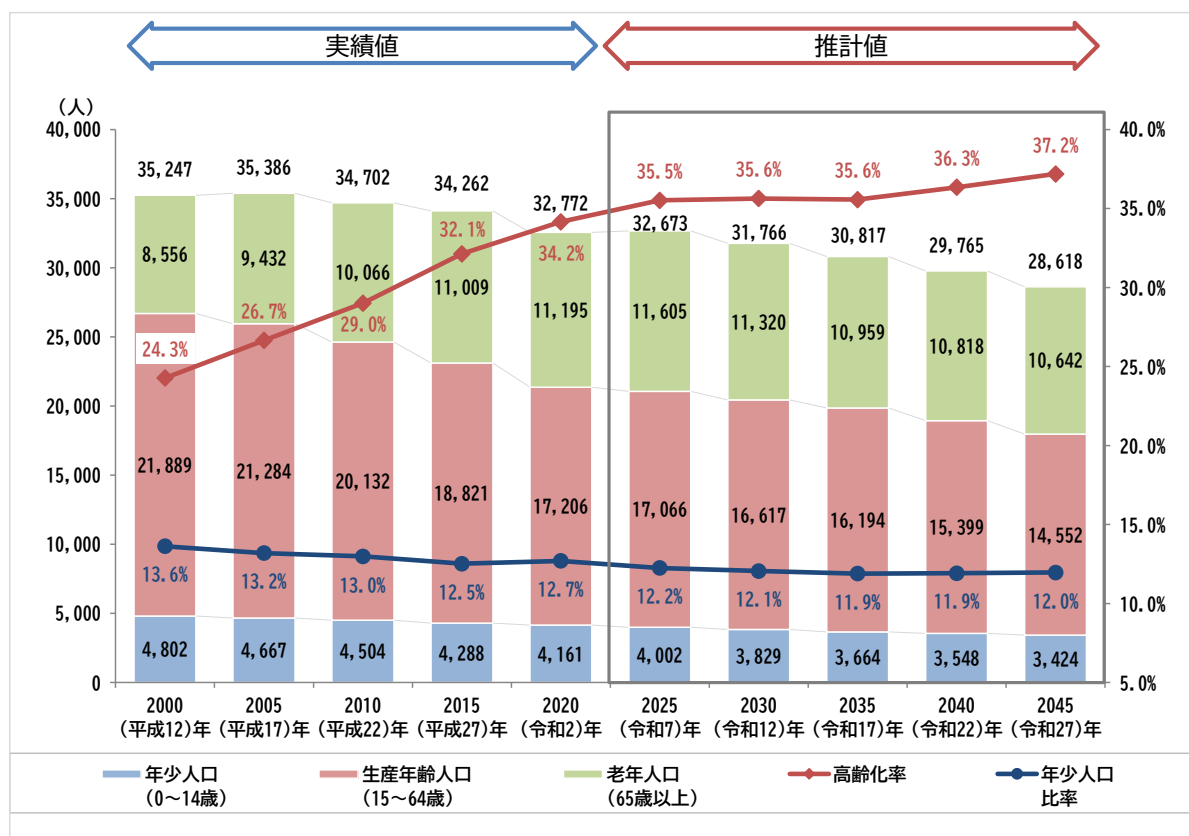
資料：住民基本台帳

(2) 人口の推移と将来推計

人口の推移を見ると、総人口は平成12年以降減少が続き、令和2年までの20年間で2,475人（7.0％）減少しています。

また、年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は、一貫して減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。それに伴い、平成12年から令和2年までの20年間で高齢化率が24.3％から34.2％に大きく上昇しています。

図表 2 年齢3区分人口の推移



資料：平成7年～令和2年は「国勢調査」総務省、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より

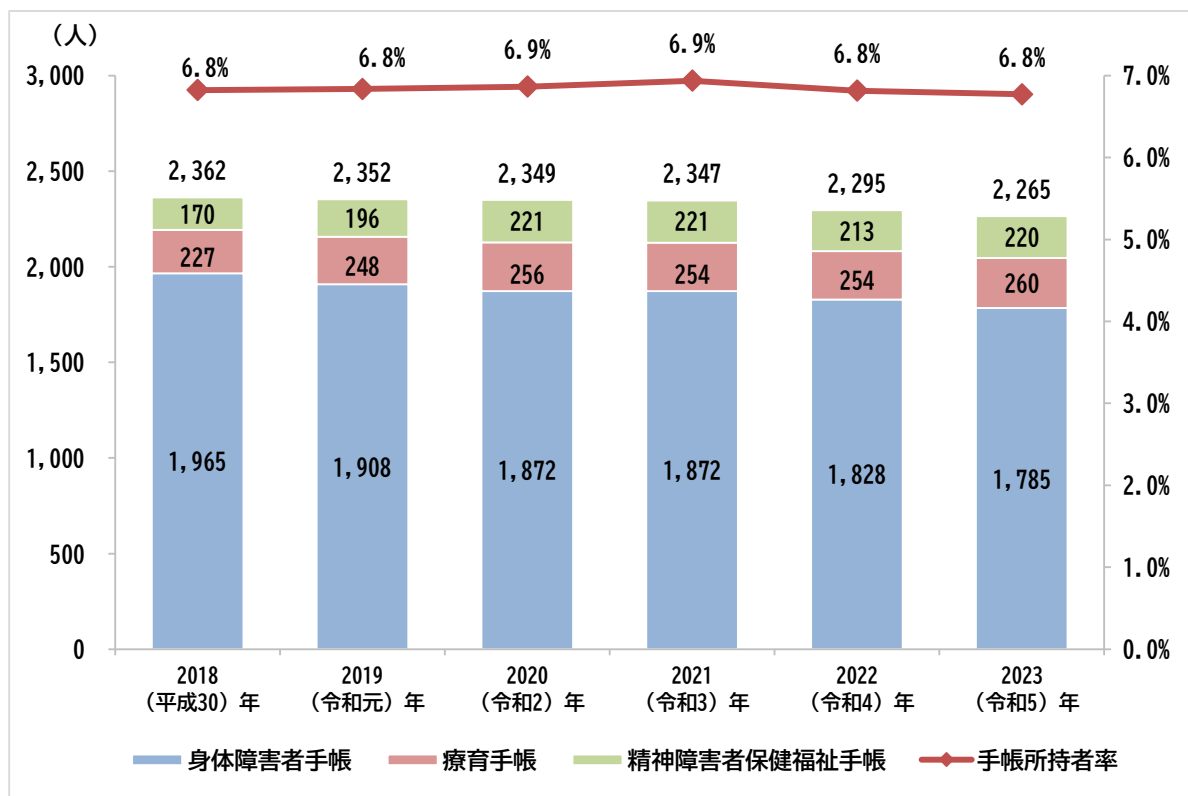
※総人口は年齢不詳を含む。高齢化率は年齢不詳を除いた総数で算出。

(3) 障がい者手帳所持者数の推移

本市の障がい者手帳所持者数は、令和5年3月末現在2,265人で、うち身体障害者手帳所持者が1,785人で全体の78.8%を占めています。

身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移している一方、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

図表 3 障がい者手帳所持者数



資料：中部保健所報告（各年3月末）

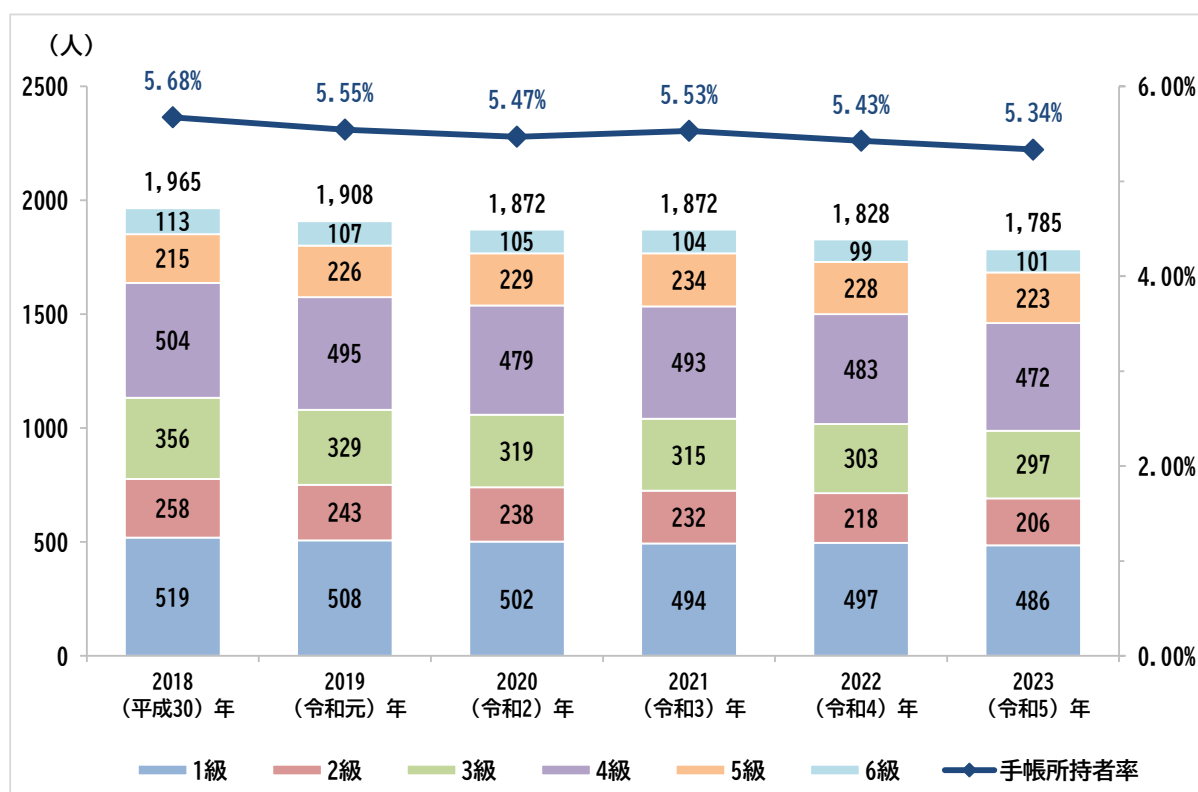
（４）身体障害者手帳所持者数の推移

①等級別身体障害者手帳所持者数の推移

等級別身体障害者手帳所持者数をみると、令和５年では重度障がい者（障がい等級表の１・２級に相当）が６９２人（３８．８％）、中度（同３・４級に相当）が７６９人（４３．１％）、軽度（同５・６級に相当）が３２４人（１８．２％）となっています。

重度、中度は減少傾向となり、軽度は概ね横ばいで推移しています。

図表 ４ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



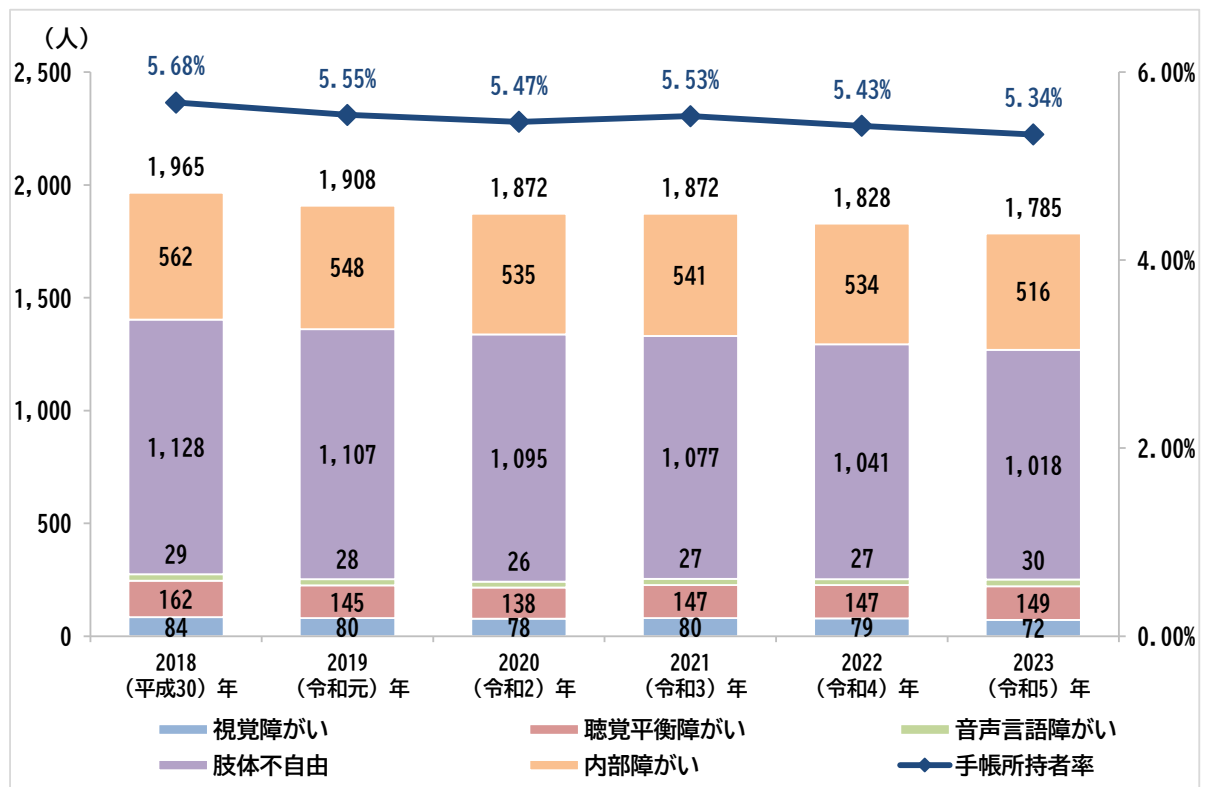
資料：中部保健所報告（各年３月末）

②障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別身体障害者手帳所持者数をみると、令和5年では「肢体不自由」が1,018人と最も多く、全体の57.0%を占めています。

「肢体不自由」と「内部障がい」は減少傾向となり、その他の種別は概ね横ばいで推移しています。

図表 5 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

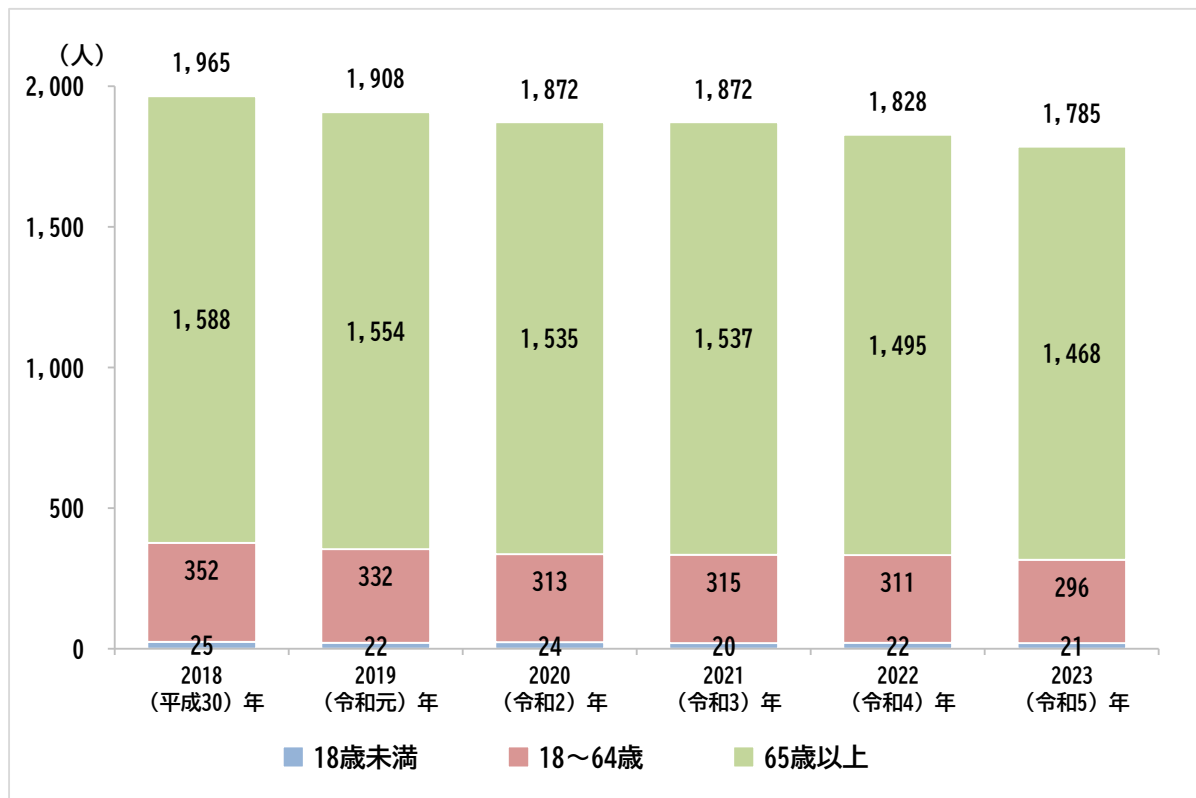


資料：中部保健所報告（各年3月末）

③年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別身体障害者手帳所持者数をみると、令和5年では「65歳以上」が1,468人と最も多く、全体の82.2%を占めており、その割合は年々上昇しています。また、「18～64歳」と「65歳以上」は減少傾向となり、「18歳未満」は概ね横ばいで推移しています。

図表 6 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

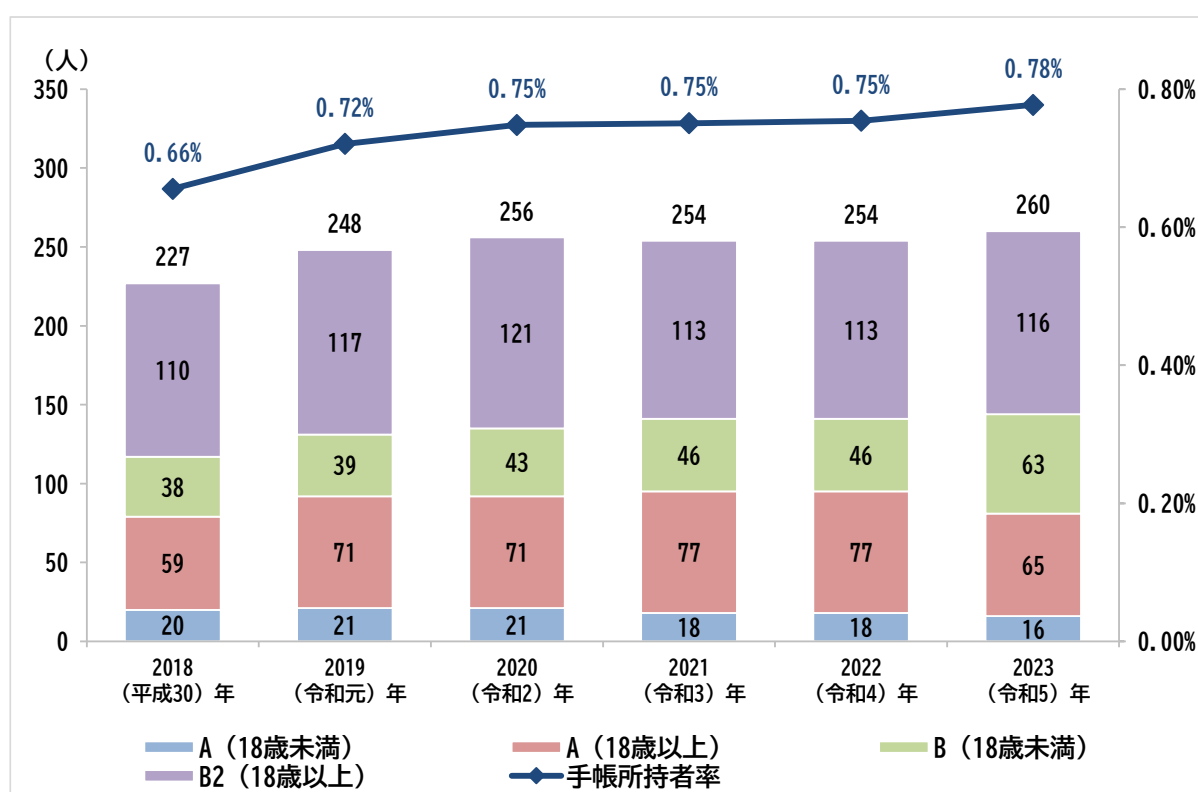


資料：中部保健所報告（各年3月末）

(5) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数をみると、令和5年では260人となり、増加傾向となっています。障がい程度別・年齢階層別にみると、「B（18歳未満）」は増加傾向で推移しています。

図表 7 障がい程度別療育手帳所持者数の推移



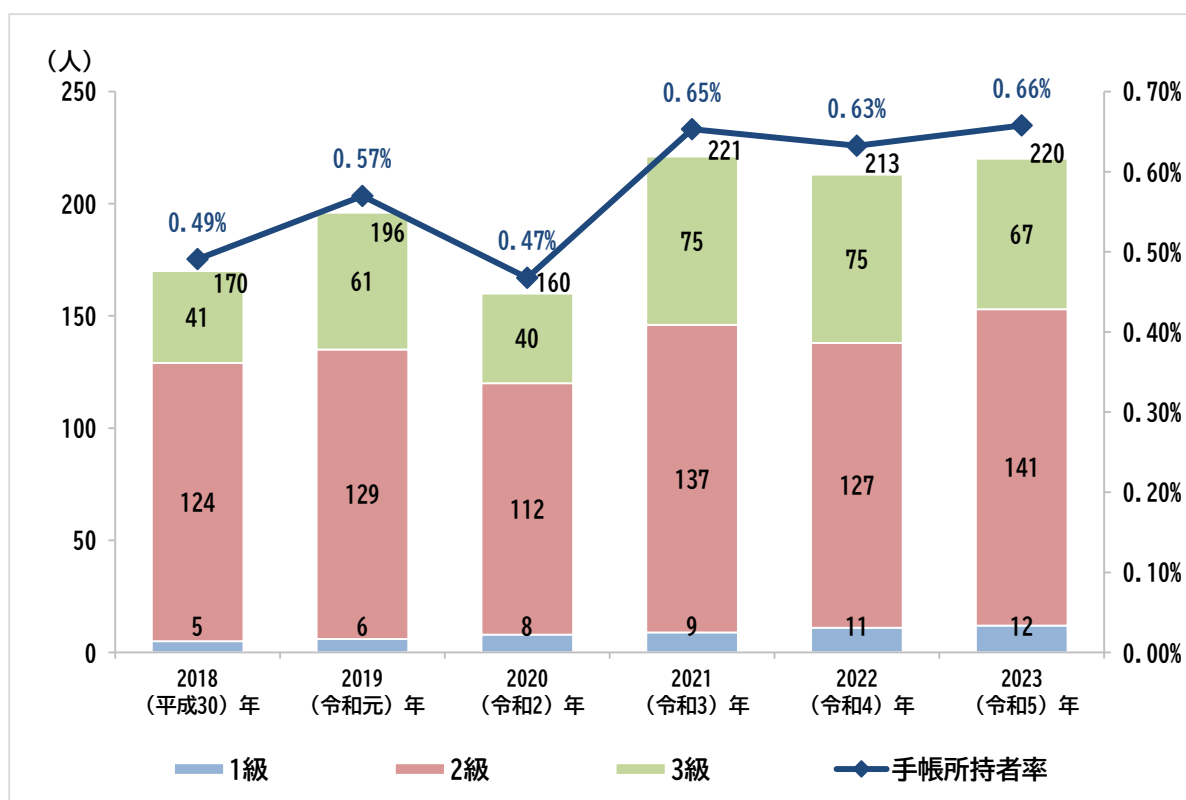
資料：中部保健所報告（各年3月末）

(6) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、令和5年では220人となり、増加傾向で推移しています。

また、障がいの等級別に見ると2級が最も多く、令和5年度は、全体の64.0%を占めています。

図表 8 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：中部保健所報告（各年3月末）

(7) 自立支援医療の状況

①更生医療・育成医療受給者数の推移

更生医療・育成医療は、障がい除去・軽減するための治療等にかかる医療費の自己負担を軽減するための制度です。18歳以上が更生医療、18歳未満が育成医療の対象となります。本市においては、令和4年度の受給者数が更生医療64人、育成医療8人となっています。

図表 9 更生医療受給者数

種別	受給者数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体不自由	22	23	19
視覚障害			
聴覚平衡機能障害			
音声・言語・そしゃく機能障害			
心臓機能障害		1	
腎臓機能障害	50	47	43
小腸機能障害			
肝臓機能障害			
その他内臓障害			
免疫機能障害	1	2	2
計	73	73	64

資料：由布市調べ

図表 10 育成医療受給者数

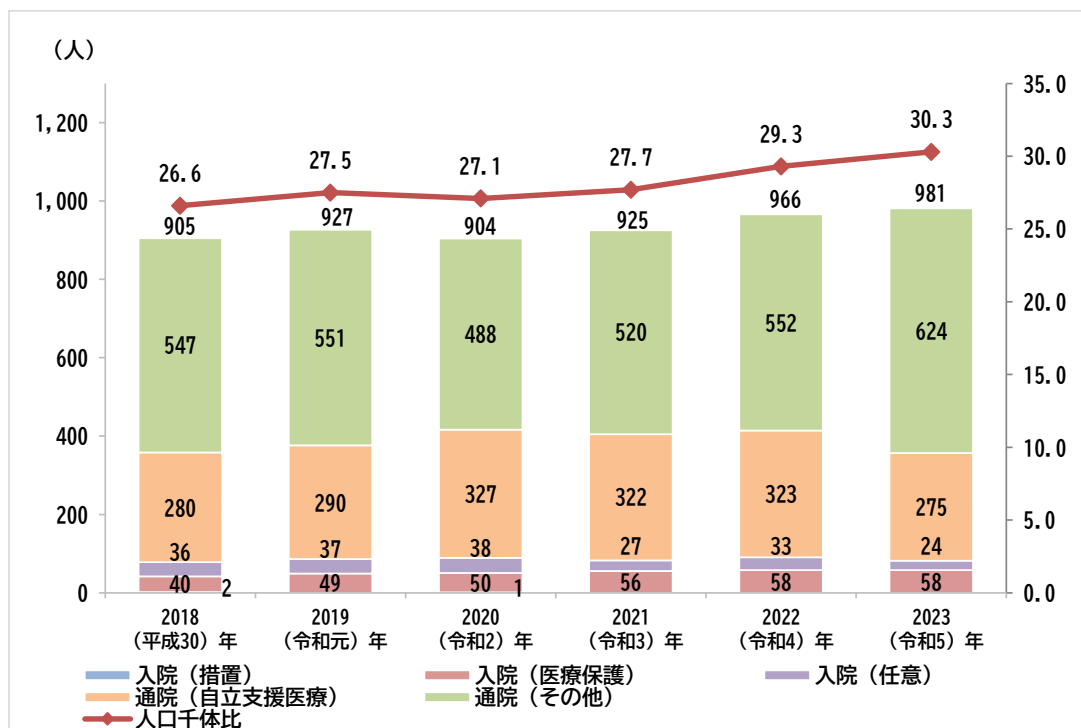
種別	受給者数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体不自由			
視覚障害			
聴覚平衡機能障害			
音声・言語・そしゃく機能障害	13	10	6
心臓機能障害	1	1	
腎臓機能障害			
小腸機能障害			2
肝臓機能障害			
その他内臓障害			
免疫機能障害			
計	14	11	8

資料：由布市調べ

②精神通院医療受給者数、精神科への入院・通院患者数の推移

精神通院医療は、通院による精神医療を続ける必要がある人の医療費の自己負担を軽減するための制度です。精神通院医療受給者数、精神科への入院・通院患者数をみると、令和5年では981人となり、通院が全体の約9割を占めています。

図表 11 精神通院医療受給者数、精神科への入院・通院患者数の推移



資料：福祉課調べ（各年6月末、人口は7月1日現在住民基本台帳）

図表 12 精神通院医療申請者数

種別	申請者数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
症状性を含む器質性精神障害	42	32	25
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	4	4	6
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	169	151	151
気分（感情）障害	187	164	170
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	29	24	25
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	－	－	1
成人の人格及び行動の障害	1	1	0
精神遅滞	23	24	22
心理的発達障害	17	27	25
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	26	24	27
てんかん	57	62	60
計	555	513	512

資料：由布市調べ

(8) 難病患者の状況

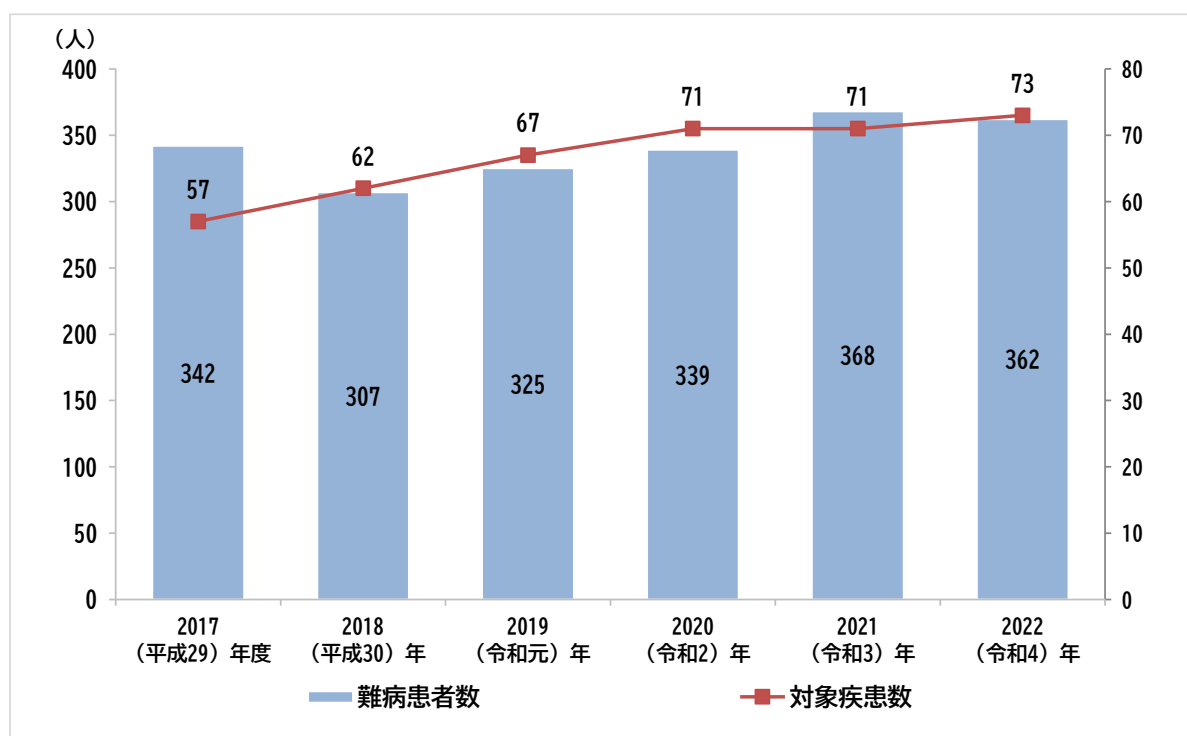
①指定難病・特定疾患認定患者の状況

難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されています。

その中で、特定の疾病につき治療の確立や患者の負担軽減のために、医療費の公的負担制度があり、国、県が実施しています。

令和4年4月1日現在の指定難病患者数は、対象疾患数73疾病、362人となっています。

図表 13 特定医療費(指定難病)受給者数



資料：中部保健所報告（各年4月1日）

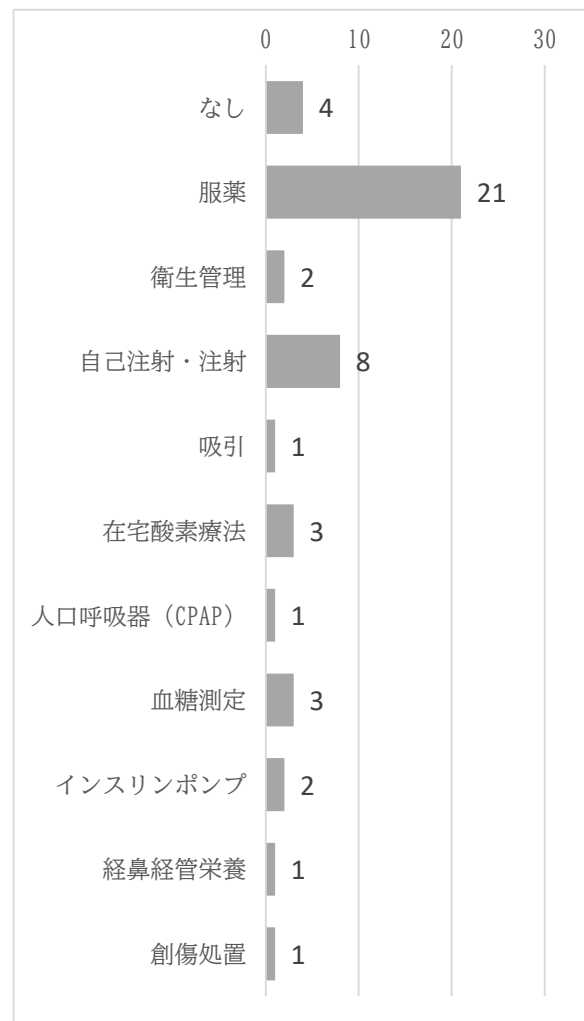
②小児慢性特定疾患治療研究事業認定患者の状況

令和5年3月31日現在の小児慢性特定疾患治療研究事業の認定患者数は35人となっています。

図表 14 小児慢性特定疾患治療研究事業認定患者の状況

- 1)疾患群別受給者数（単位：人）N=35 2)医療的ケア別受給者数（単位：人）
※複数回答 3

	男	女	計
悪性新生物	1	3	4
慢性腎疾患	2	2	4
慢性呼吸器疾患	0	0	0
慢性心疾患	4	3	7
内分泌疾患	2	2	4
膠原病	0	0	0
糖尿病	1	2	3
先天性代謝異常	0	0	0
血液疾患	1	0	1
神経・筋疾患	2	0	2
慢性消化器疾患	2	1	3
染色体又は遺伝子に変化を伴う発症群	2	0	2
皮膚疾患群	1	1	2
骨系統疾患	2	0	2
脈管系疾患	1	0	1



資料：中部保健所報告（令和5年3月31日現在）

(9) 障がい児の就学の状況

①特別支援学校への就学状況

特別支援学校の就学状況は以下のとおりです。

図表 15 特別支援学校の在籍者状況

■小学部

	学級数	児童数（人）			計
		低学年	中学年	高学年	
平成 30 年度	8	7/7	6/6	6/6	19/19
令和元年度	8	7/7	7/7	8/8	22/22
令和 2 年度	8	8/8	8/8	7/7	23/23
令和 3 年度	8	13/13	8/8	8/8	29/29
令和 4 年度	8	12/12	9/9	9/9	30/30
令和 5 年度	8	10/10	12/12	9/9	31/31

■中学部

	学級数	生徒数（人）			計
		1 年生	2 年生	3 年生	
平成 30 年度	6	4/4	1/2	6/6	11/12
令和元年度	4	2/2	4/4	1/2	7/8
令和 2 年度	5	6/6	2/2	5/5	13/13
令和 3 年度	5	3/4	6/6	3/3	12/13
令和 4 年度	7	9/9	3/4	6/6	18/19
令和 5 年度	5	5/6	9/9	3/4	18/19

■高等部

	学級数	生徒数（人）			計
		1 年生	2 年生	3 年生	
平成 30 年度	6	9/9	9/10	7/8	25/27
令和元年度	7	7/7	9/9	9/10	25/26
令和 2 年度	7	5/6	7/7	8/8	20/21
令和 3 年度	6	7/7	5/6	7/7	19/20
令和 4 年度	6	3/3	8/8	5/6	16/17
令和 5 年度	6	11/11	3/3	7/8	21/22

※由布市在住児童・生徒数／支援学校在籍児童

資料：各年度 5 月 1 日現在 県立由布支援学校

②市内の特別支援学級の状況

市内の特別支援学級の状況は以下のとおりです。

図表 16 小、中学校特別支援学級の在籍者状況

■小学校（特別支援学級）

	学校数	学級数	児童数（人）						計
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
平成30年度	11	18	19	12	25	8	12	8	84
令和元年度	10	18	15	21	13	25	9	10	93
令和2年度	10	19	13	16	24	14	24	10	101
令和3年度	10	23	14	17	16	27	15	25	114
令和4年度	10	23	18	15	21	17	30	18	119
令和5年度	10	25	18	26	16	22	19	30	131

■中学校（特別支援学級）

	学校数	学級数	生徒数（人）			計
			1年生	2年生	3年生	
平成30年度	3	6	6	8	7	21
令和元年度	3	6	5	4	8	17
令和2年度	3	6	8	6	4	18
令和3年度	3	6	12	15	7	34
令和4年度	3	9	19	14	16	49
令和5年度	3	10	14	19	16	49

資料：各年度 5 月 1 日現在 市教育委員会

(10) 障がい者の就業状況

大分公共職業安定所が管轄する由布市及び大分市の事業所において、障がい者の就業状況は、令和4年度の雇用義務企業数（従業員43.5人以上の企業）464事業所のうち、国の定める法定雇用率（2.3％）を達成した企業は、令和元年度より2.8ポイント減少し、55.2%となっています。

また、令和4年度の障がい者実雇用率は令和元年の2.41%から0.05ポイント減少し2.36%となっており、国の定める法定雇用率（2.3％）を達成しています。

一方、令和4年度の大分県全体での民間事業所の障がい者実雇用率は2.61%となっており、大分公共職業安定所管内の障がい者実雇用率よりやや上回っています。達成企業の割合も61.5%となっており、大分公共職業安定所管内の達成企業の割合を6.3ポイント上回っています。

図表 17 大分公共職業安定所(由布市管轄)における民間事業所の雇用状況

年	①企業数	②算定基礎 労働者数 (人)	障害者数計		④実雇用率 ③/②×100	⑤法定雇用 率達成企業 数	⑥法定雇用率 達成企業割合 ⑤/①×100
			実人数 (人)	③算定数 (人)			
令和元年	443	68,898.0	1,522	1,662.5	2.41%	257	58.0%
令和2年	446	69,254.0	1,533	1,646.0	2.38%	247	55.4%
令和3年	455	68,484.5	1,517	1,644.0	2.40%	258	56.7%
令和4年	464	68,352.0	1,497	1,613.5	2.36%	256	55.2%

資料：大分公共職業安定所より

図表 18 大分県内における民間事業所の雇用状況

年	①企業数	②算定基礎 労働者数 (人)	障害者数計		④実雇用率 ③/②×100	⑤法定雇用 率達成企業 数	⑥法定雇用率 達成企業割合 ⑤/①×100
			実人数 (人)	③算定数 (人)			
令和元年	860	130,216.5	2,894	3,360.0	2.58%	536	62.3%
令和2年	874	131,173.5	2,905	3,342.0	2.55%	531	60.8%
令和3年	900	130,342.5	2,937	3,369.5	2.59%	551	61.2%
令和4年	901	128,866.0	2,946	3,362.5	2.61%	554	61.5%

資料：大分公共職業安定所より

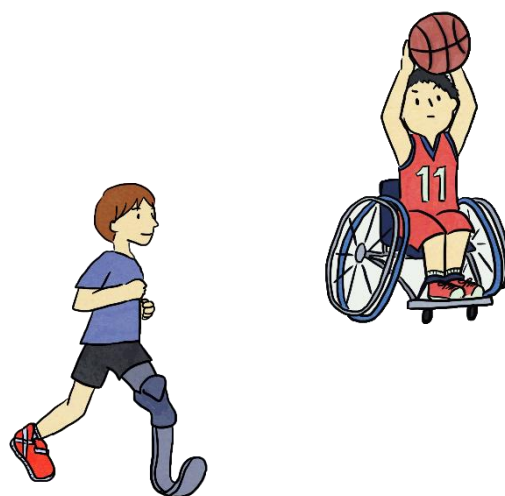
(11) 障がい者のスポーツ活動

各種スポーツ大会に積極的に参加しています。

図表 19 障がい者スポーツ大会と参加者(令和5年度開催分)

名称	参加状況
特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」	大分県代表として1名参加 (陸上競技)
第18回 大分県障がい者スポーツ大会	39名参加 (陸上競技、卓球、フライング ディスク、ボッチャ)

資料：由布市調べ



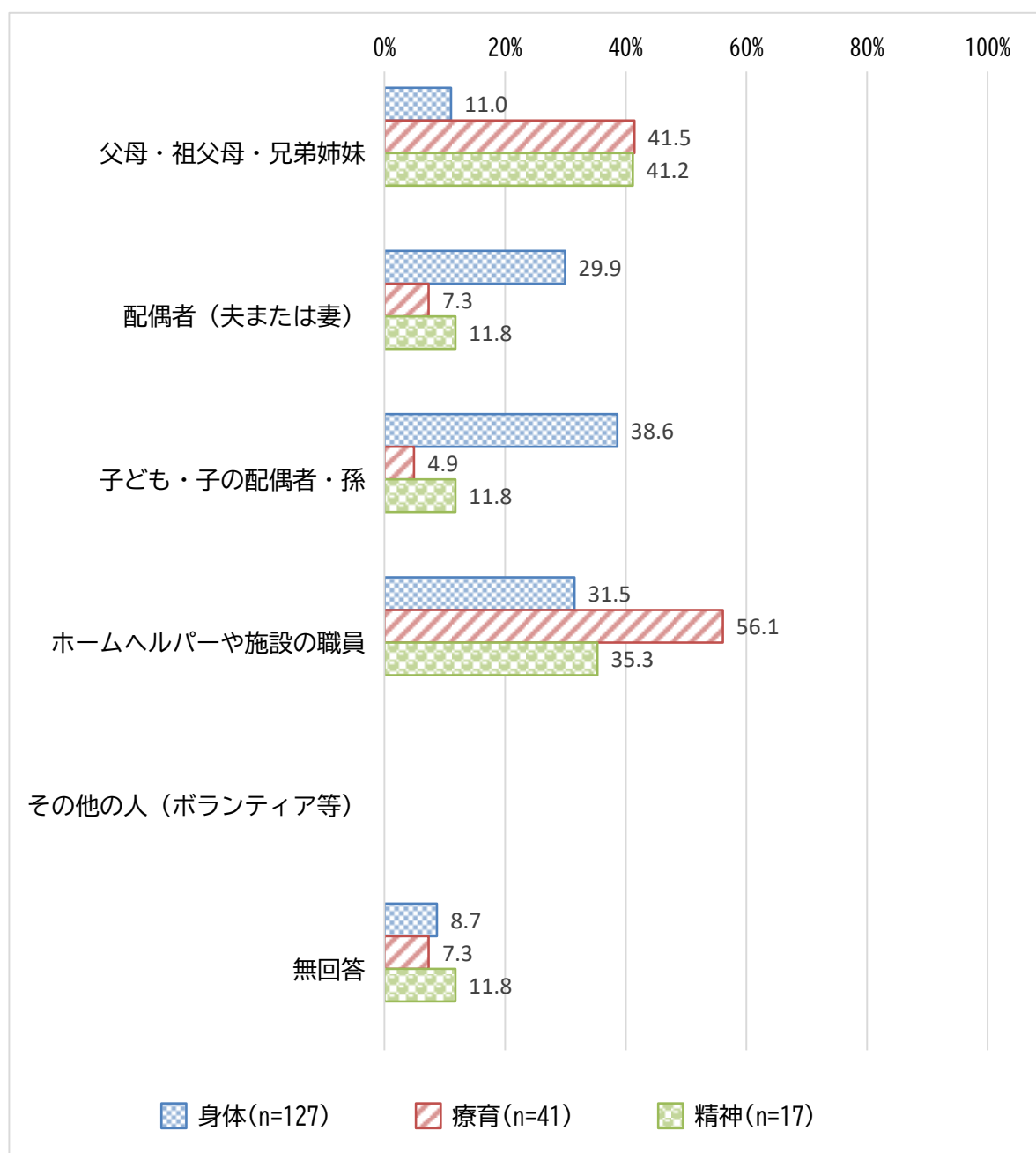
2. アンケート調査結果からみる由布市の現状

(1) 調査結果（障がい者手帳所持者 抜粋）

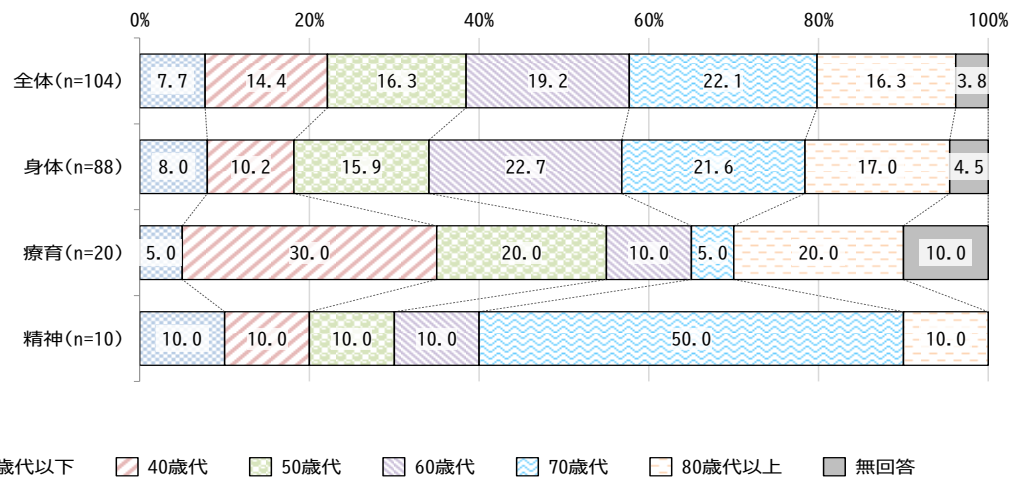
① 主な支援者の状況

「身体障害者手帳所持者」では「子ども・子の配偶者・孫」の割合が、「療育手帳所持者」では「ホームヘルパーや施設の職員」の割合が、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が最も高くなっています。

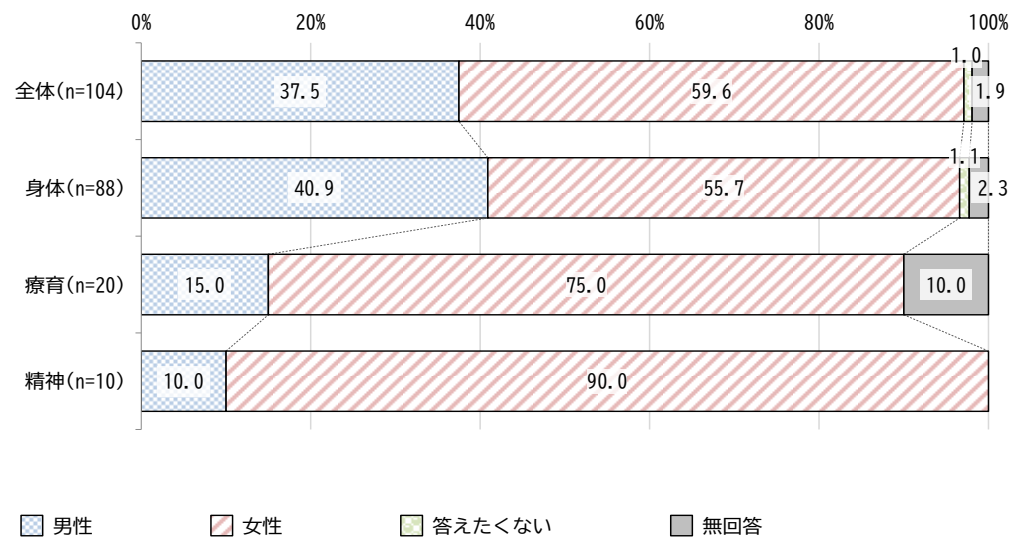
主な支援者を年代別でみると、60歳代以上が6割近くとなり、高齢化が伺えます。



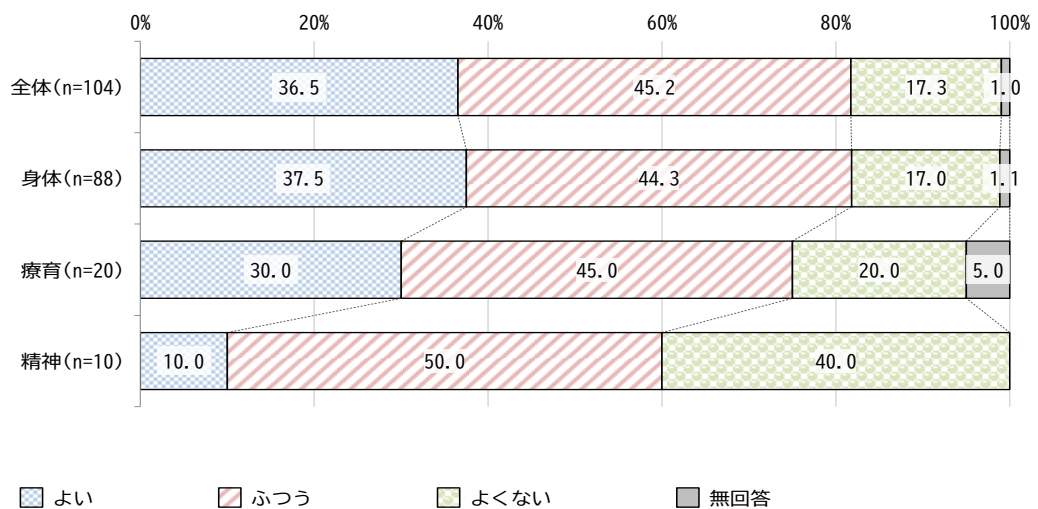
■支援者の年齢



■支援者の性別



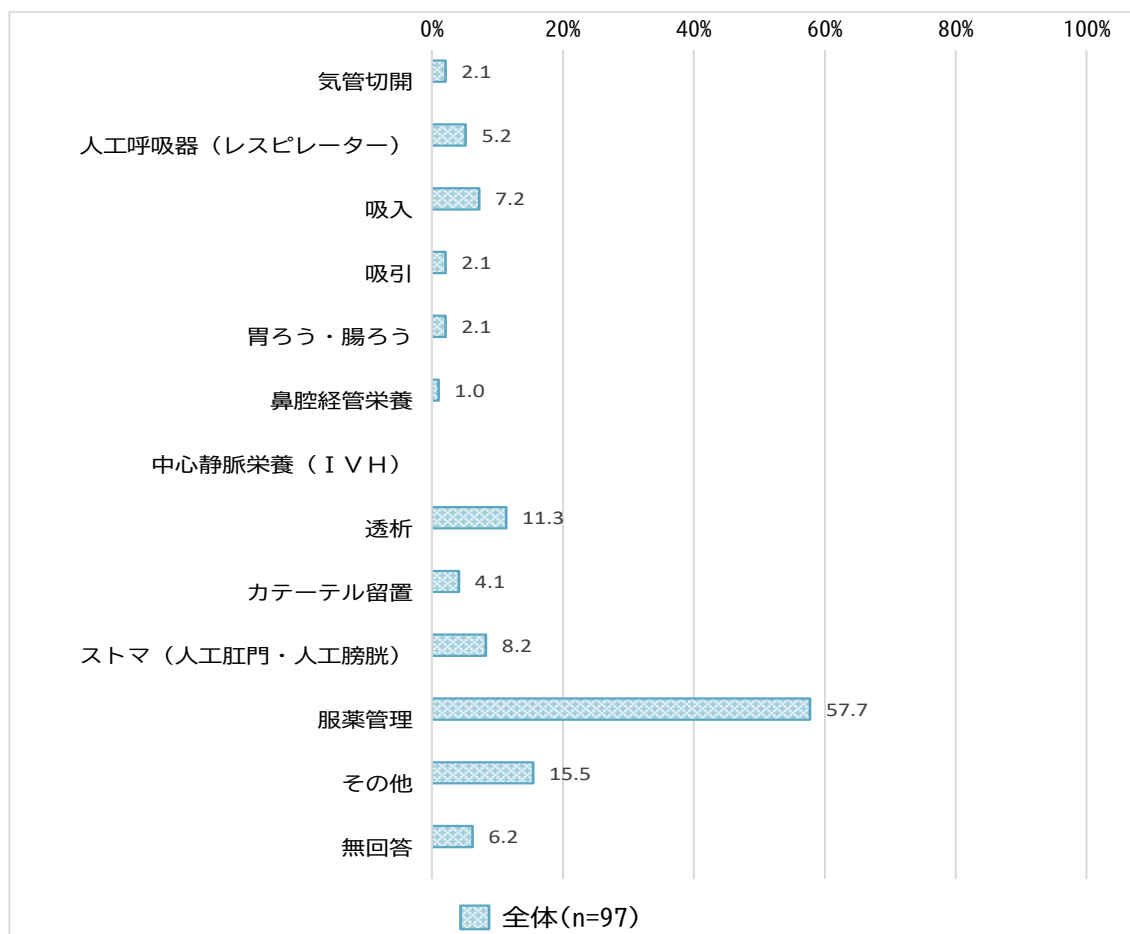
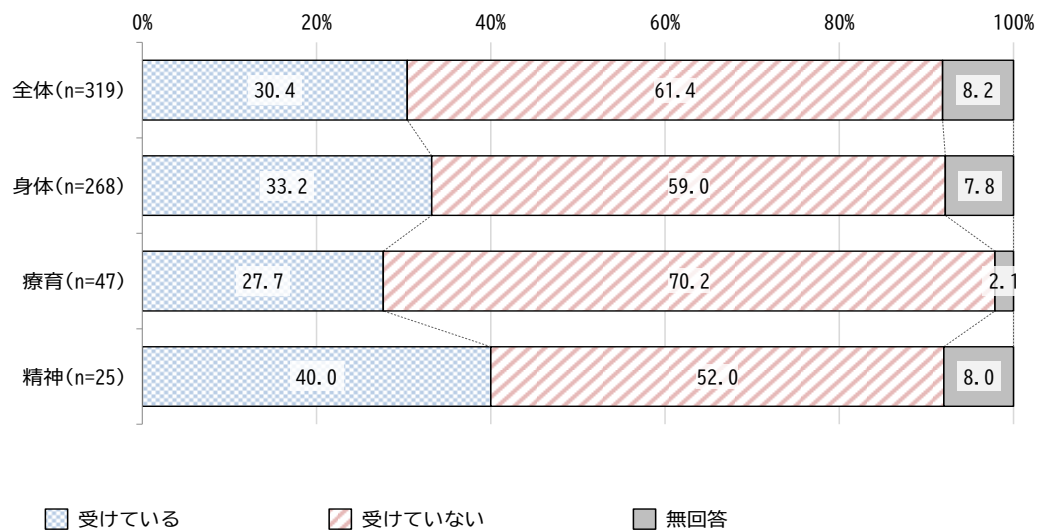
■支援者の健康状態



②医療的ケアの状況

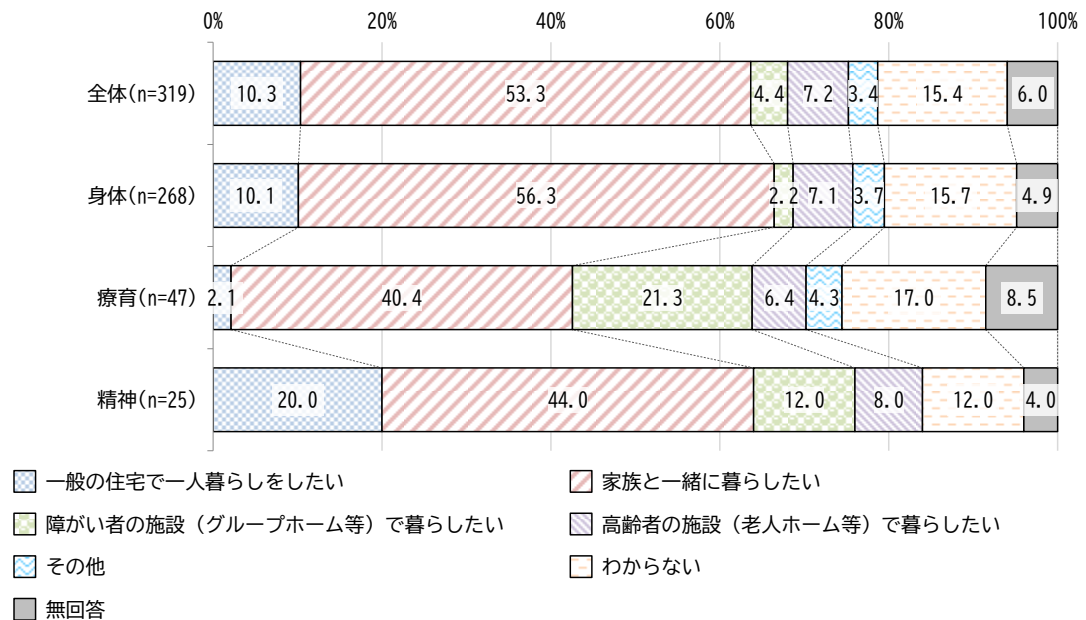
医療的ケアを受けている状況については、「受けている」30.4%、「受けていない」61.4%となっています。

現在受けている医療的ケアの内容については、「服薬管理」が57.7%と最も高く、次いで「その他」15.5%、「透析」11.3%となっています。



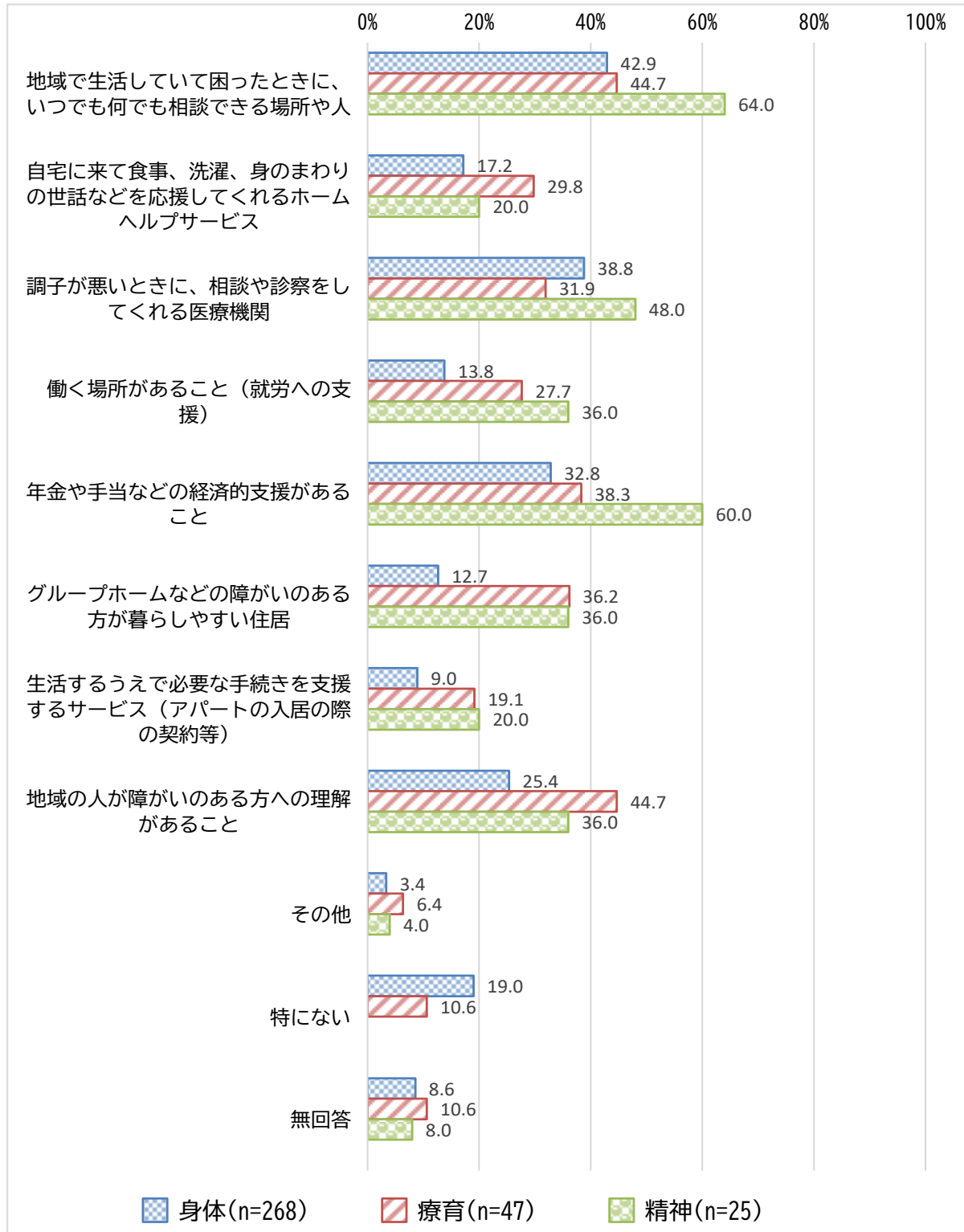
③今後3年以内の暮らしの希望

手帳種別でみると、いずれも「家族と一緒に暮らしたい」の割合が最も高くなっていますが、「療育手帳所持者」では「障がい者の施設（グループホーム等）で暮らしたい」の割合が、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「一般の住宅で一人暮らしをしたい」の割合が他と比べて高くなっています。



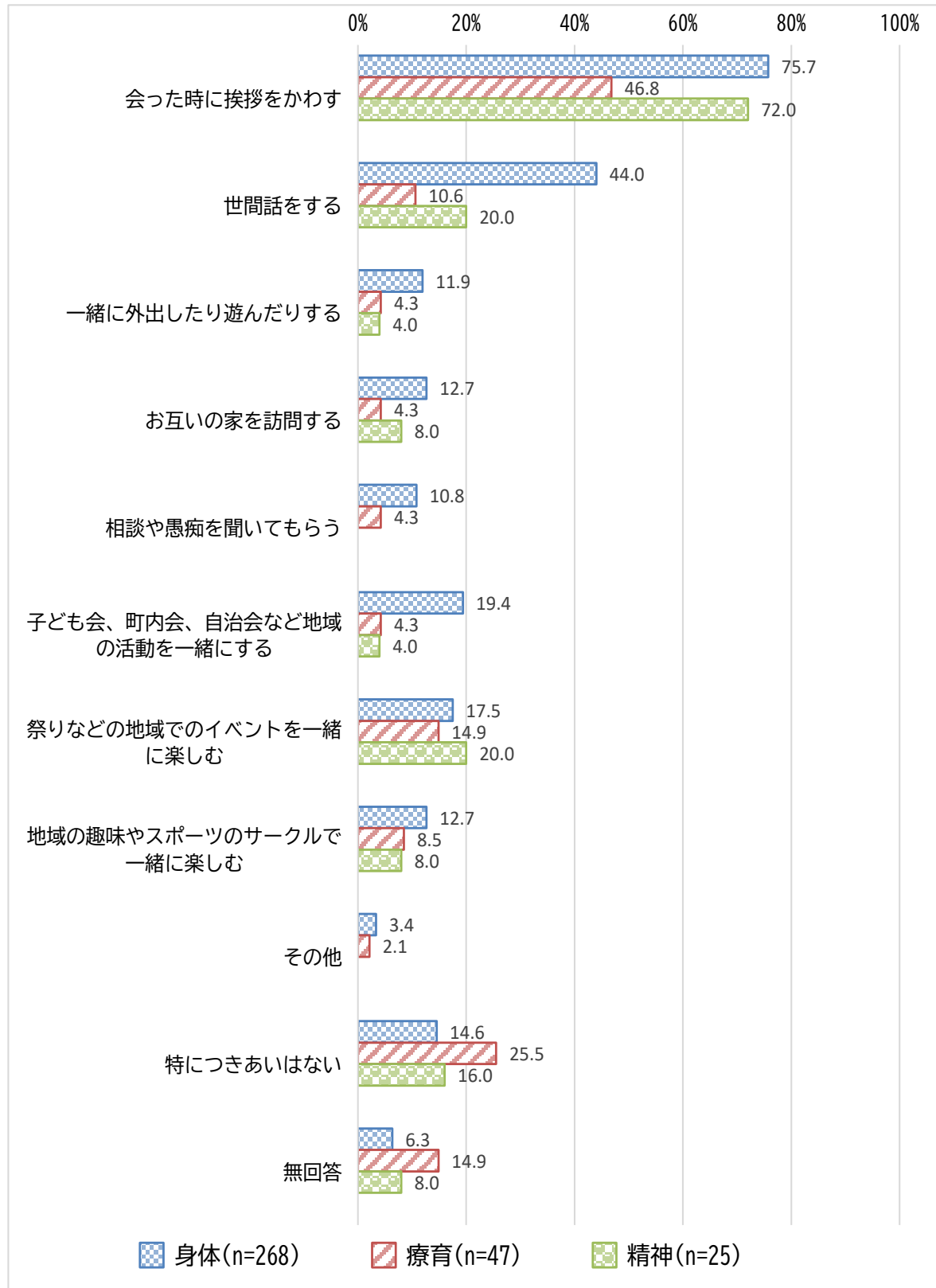
④地域で生活するために必要なこと

手帳種別でみると、いずれも「地域で生活していて困ったときに、いつでも何でも相談できる場所や人」の割合が最も高くなっていますが、「療育手帳所持者」では同率で「地域の人が障がいのある方への理解があること」の割合も高くなっています。



⑤近隣・地域の人とのつきあいの程度

近隣・地域の人とのつきあいの程度については、「会った時に挨拶をかわす」が最も高く、次いで「世間話をする」、「子ども会、町内会、自治会など地域の活動と一緒にする」が高くなっています。



⑥近隣・地域の人にしてほしいこと

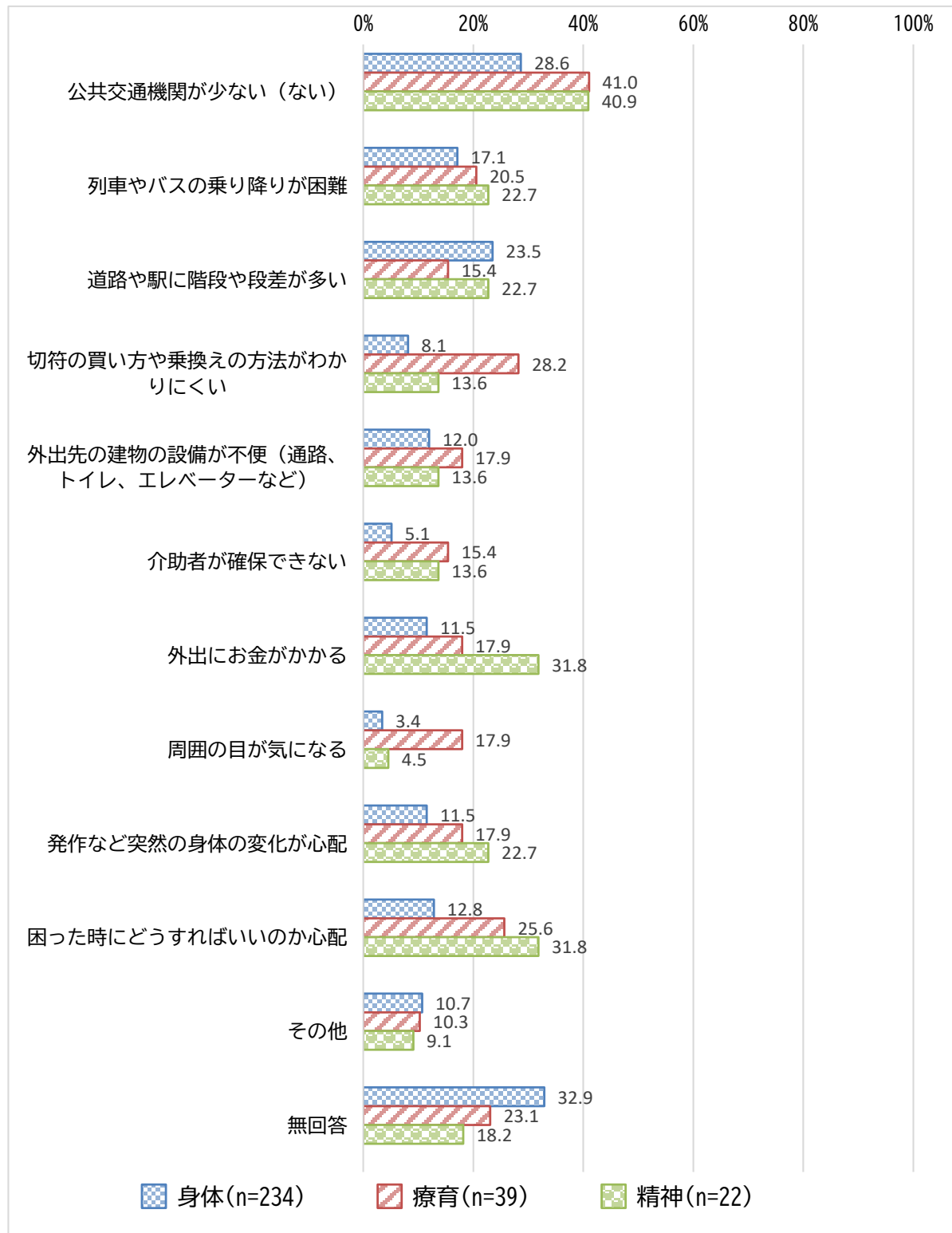
「災害や急病などの緊急時の支援」が最も高く、次いで「日常的な安否確認の声かけ」、「話し相手」が高くなっています。

一方、精神障害者保健福祉手帳所持者では「何もしてほしくない」が28.0%と高くなっています。



⑦外出する時に困ること

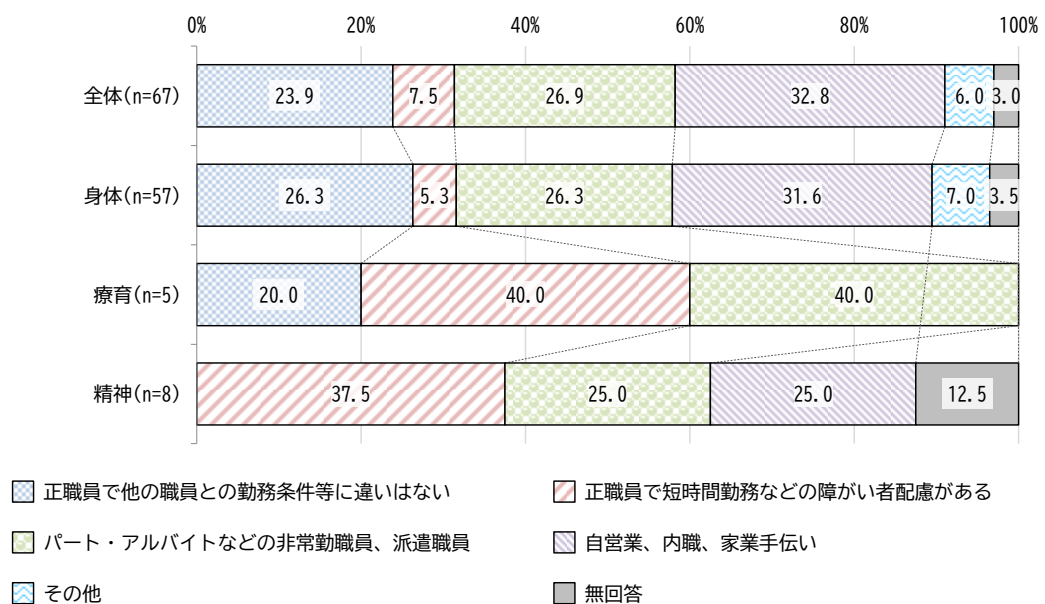
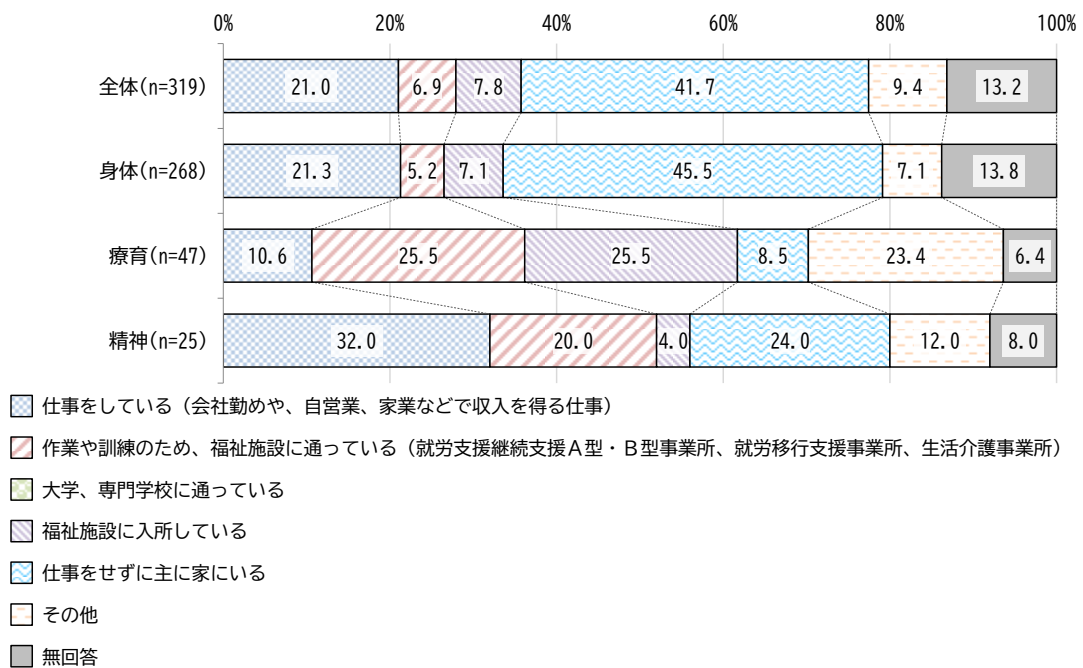
手帳種別でみると、いずれも「公共交通機関が少ない（ない）」の割合が最も高くなっています。また、「療育手帳所持者」では「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」の割合が、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「外出にお金がかかる」の割合が他と比べて高くなっています。



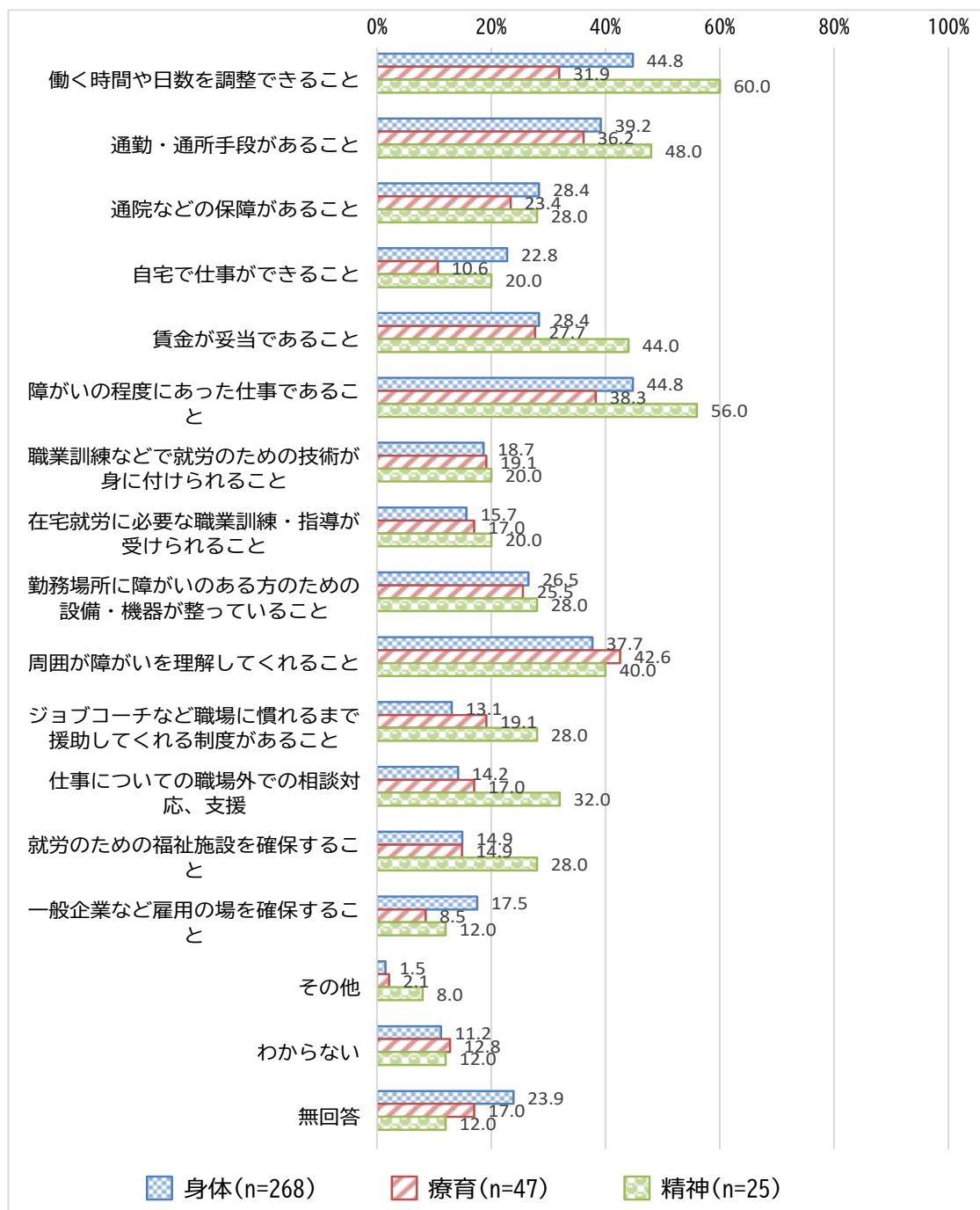
⑧就学・就労の状況

手帳種別でみると、「身体障害者手帳所持者」では「仕事をせずに主に家にいる」の割合が、「療育手帳所持者」では「作業や訓練のため、福祉施設に通っている（就労支援継続支援A型・B型事業所、就労移行支援事業所、生活介護事業所）」「福祉施設に入所している」の割合が、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「仕事をしている（会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事）」の割合が最も高くなっています。

勤務形態については、「自営業、内職、家業手伝い」が32.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」26.9%、「正職員で他の職員との勤務条件等に違いはない」23.9%となっています。



障がいのある方が働くために必要な職場環境について手帳種別でみると、「身体障害者手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「働く時間や日数を調整できること」の割合が最も高くなっており、「身体障害者手帳所持者」では同率で「障がいの程度にあった仕事であること」の割合も高くなっています。また、「療育手帳所持者」では「周囲が障がいを理解してくれること」の割合が最も高くなっており、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「賃金が妥当であること」「障がいの程度にあった仕事であること」「仕事についての職場外での相談対応、支援」「就労のための福祉施設を確保すること」の割合が他と比べて高くなっています。



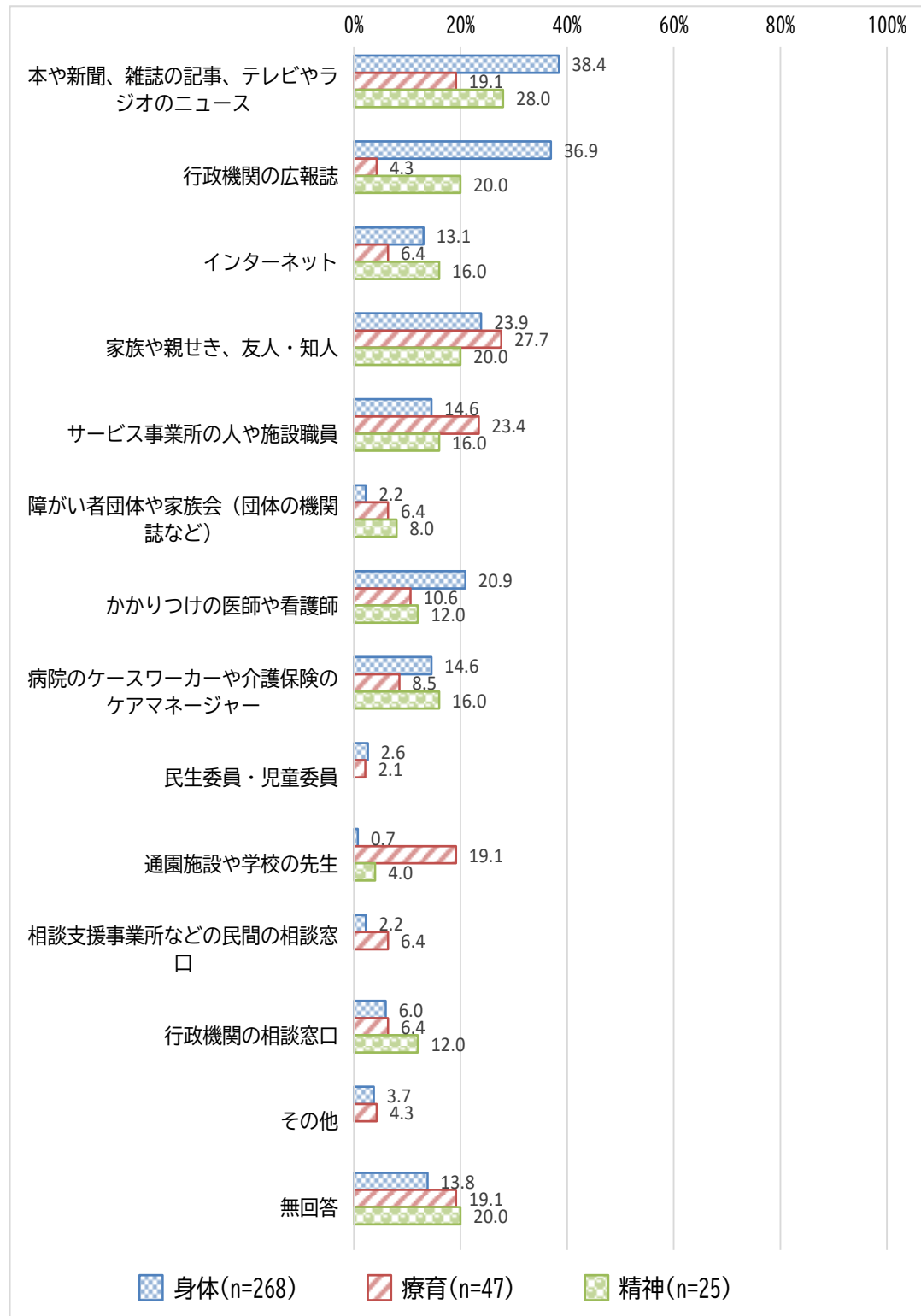
⑨悩みや困ったことの相談相手

手帳種別でみると、いずれも「家族や親せき」が5割を超えて最も高くなっていますが、「身体障害者手帳所持者」では「友人・知人」の割合が、「療育手帳所持者」では「施設の指導員など」の割合が他と比べて高くなっています。



⑩情報の入手先

手帳種別でみると、「療育手帳所持者」では「家族や親せき、友人・知人」の割合が最も高くなっていますが、それ以外は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が最も高くなっています。

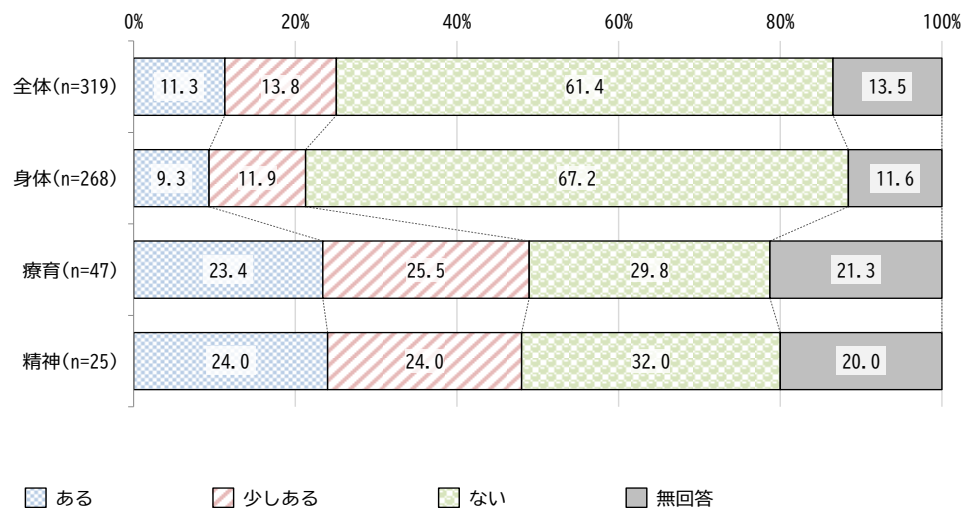


⑪差別や嫌な思いをする（した）経験

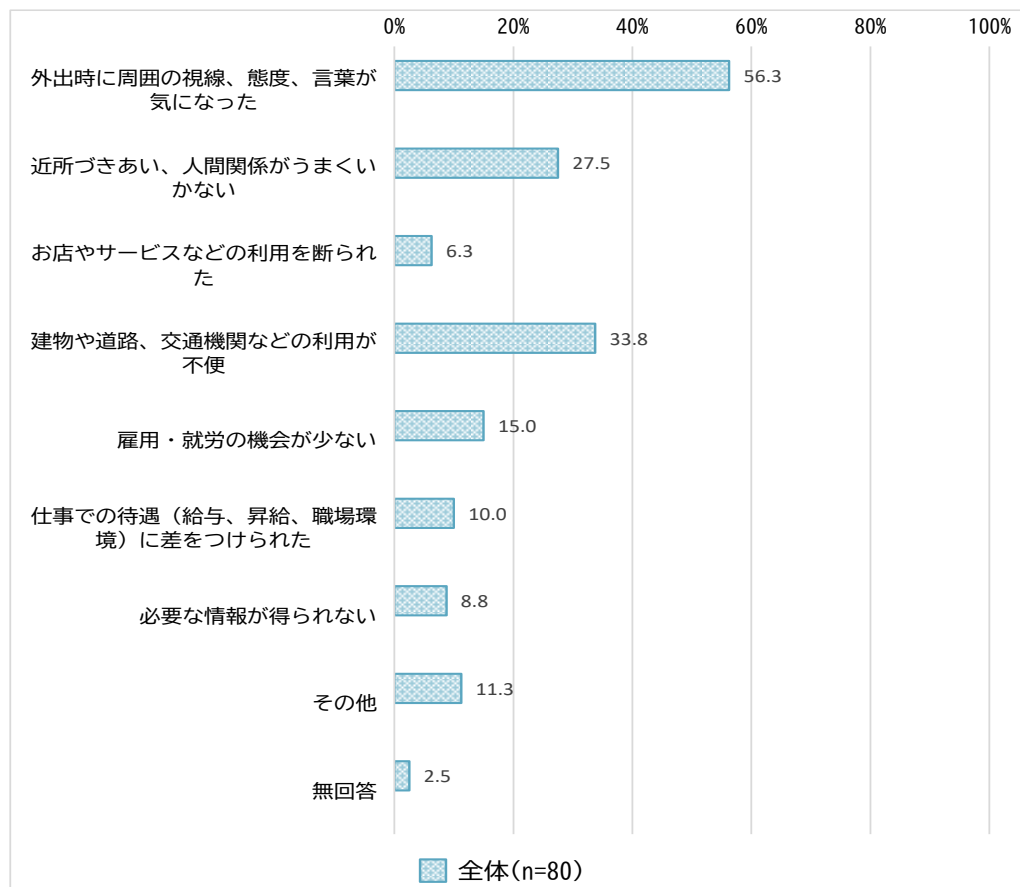
障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）経験については、「ない」の割合が61.4%と最も高く、次いで「少しある」13.8%、「ある」11.3%となっています。

どのような時に差別や嫌な思いをする（した）かについては、「外出時に周囲の視線、態度、言葉が気になった」の割合が56.3%と最も高く、次いで「建物や道路、交通機関などの利用が不便」33.8%、「近所づきあい、人間関係がうまくいかない」27.5%となっています。

■差別や嫌な思いをする（した）経験



■差別や嫌な思いをする（した）時や機会

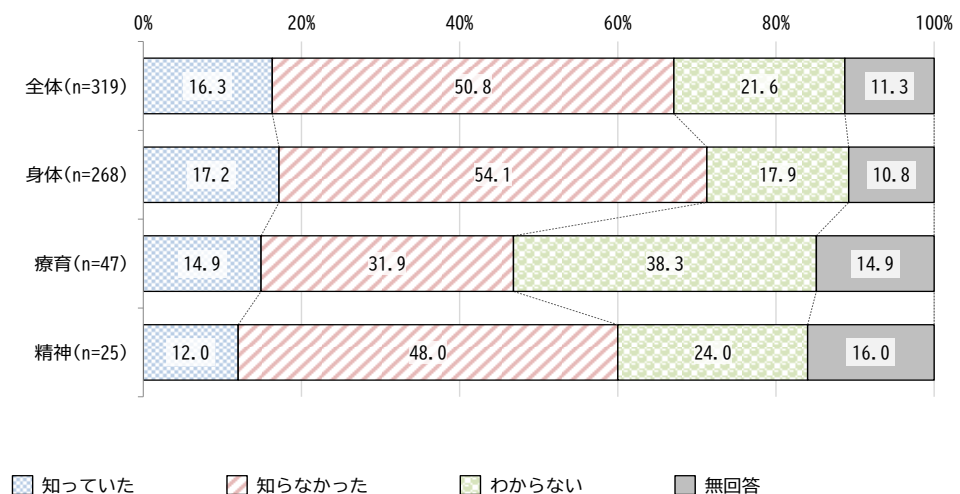


⑫法制度の認知度

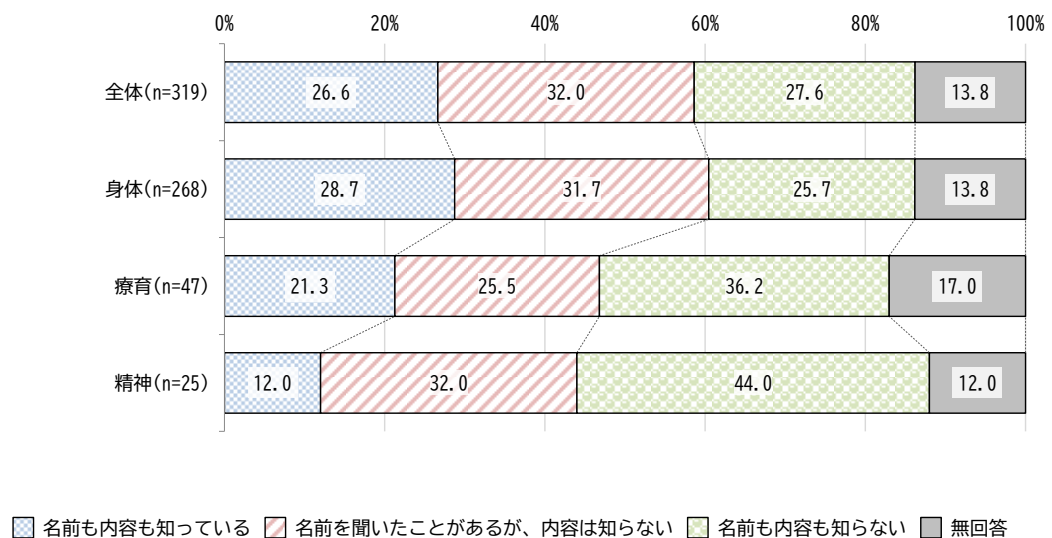
「障害者差別解消法」が施行されたことの認知度については、「知らなかった」の割合が50.8%と最も高く、次いで「わからない」21.6%、「知っていた」16.3%となっています。

成年後見制度の認知度については、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が32.0%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」27.6%、「名前も内容も知っている」26.6%となっています。

■障害者差別解消法の認知度



■成年後見制度の認知度

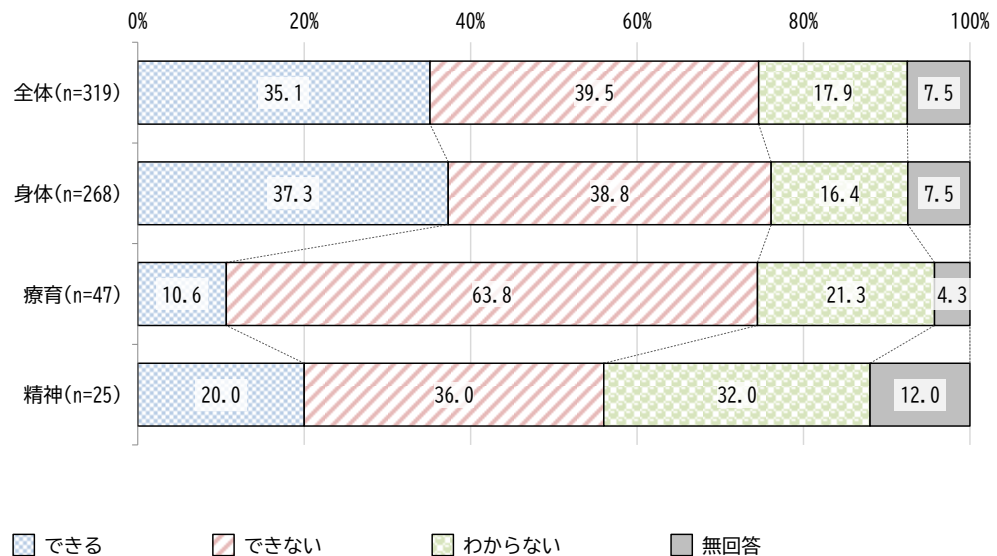


⑬災害時の避難等について

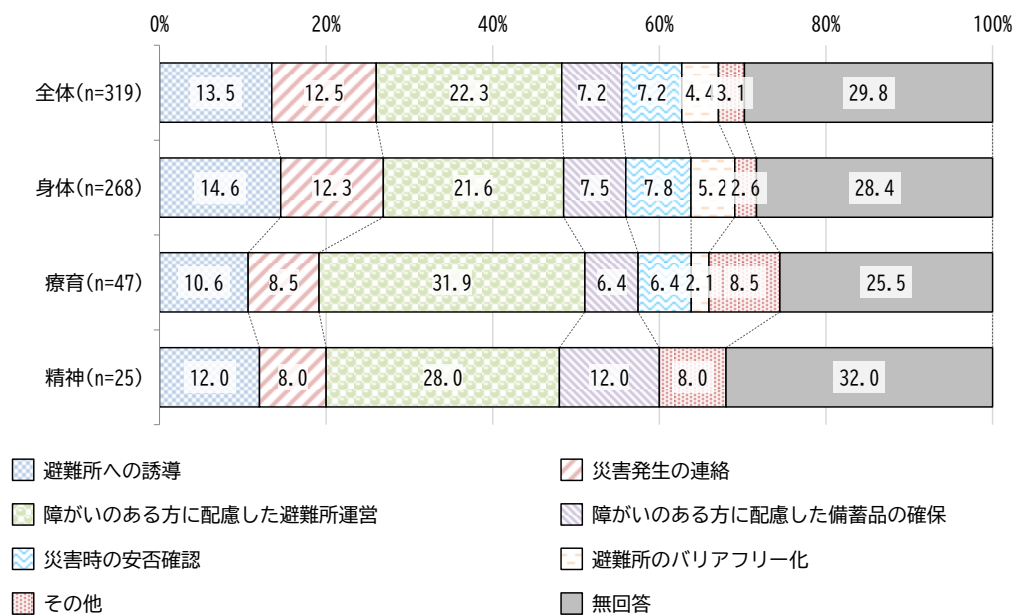
台風や地震などの災害時にひとりで避難できるかについては、「できない」の割合が39.5%と最も高く、次いで「できる」35.1%、「わからない」17.9%となっています。

災害時に希望する支援体制については、「障がいのある方に配慮した避難所運営」の割合が22.3%と最も高く、次いで「避難所への誘導」13.5%、「災害発生時の連絡」12.5%となっています。

■災害時にひとりで避難できるか



■災害時に希望する支援体制



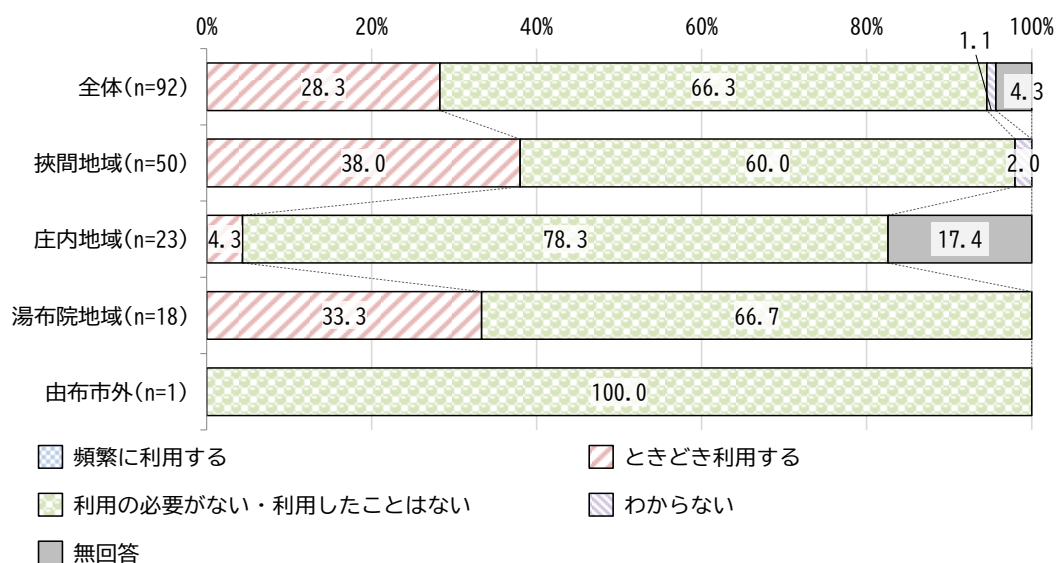
(2) 調査結果（市民 抜粋）

①障がい者に関する意識や考えについて

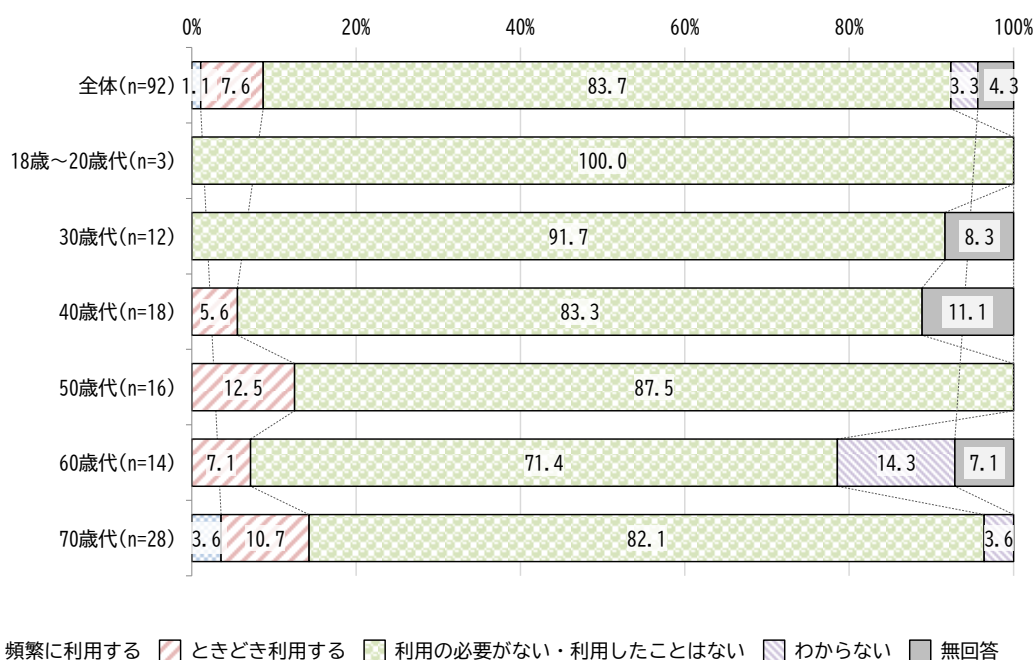
車いす利用者等のための「みんなのトイレ」を利用した経験については、「利用の必要がない・利用したことはない」の割合が66.3%、次いで「ときどき利用する」28.3%、「わからない」1.1%となっています。

「障がい者等優先駐車場」を利用した経験については、「利用の必要がない・利用したことはない」の割合が83.7%と最も高く、次いで「ときどき利用する」7.6%、「わからない」3.3%となっています。

■「みんなのトイレ」を利用した経験



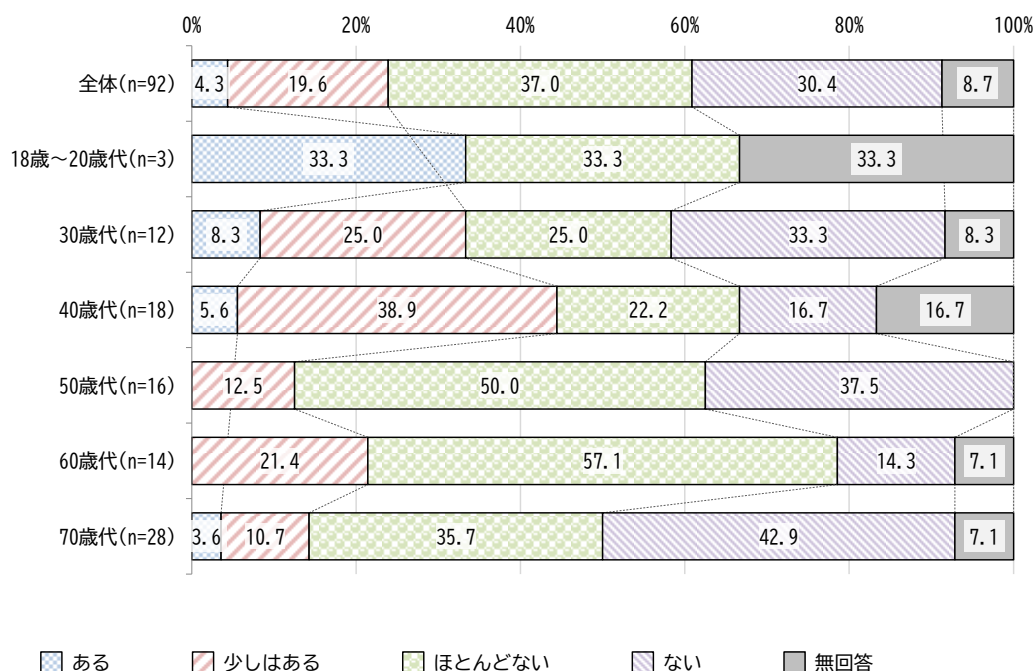
■「障がい者等優先駐車場」を利用した経験



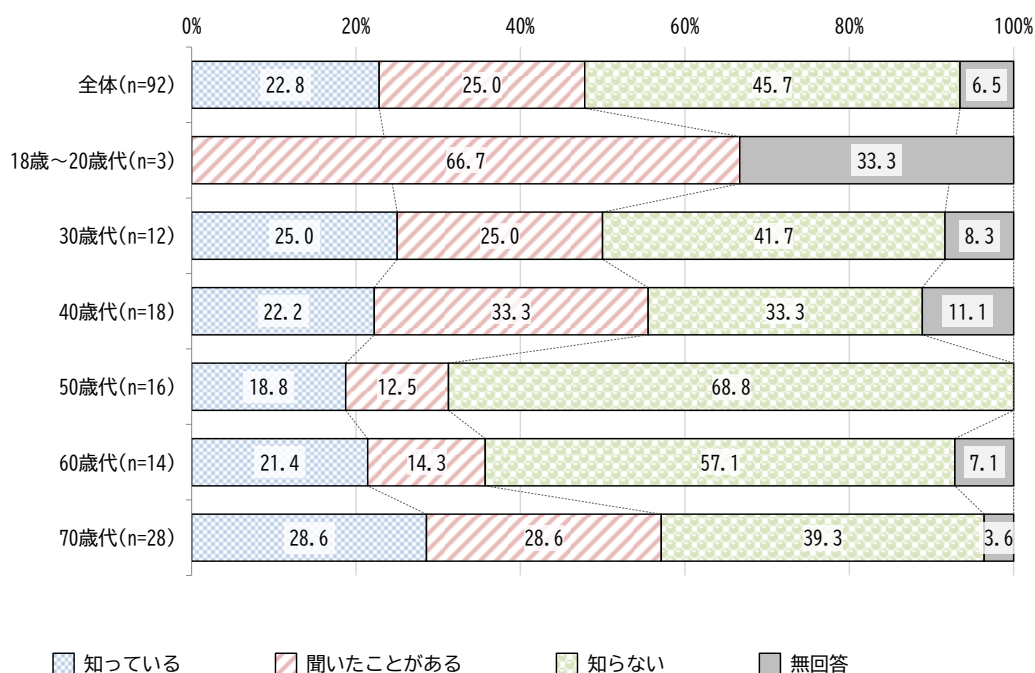
自分の中に障がいのある方に対しての偏見や差別があると思うかについては、「ほとんどない」の割合が 37.0%と最も高く、次いで「ない」30.4%、「少しはある」19.6%となっています。

障がいのある方に対して、合理的配慮をしないことが差別にあたると法律で定められたことの認知度については、「知らない」の割合が45.7%と最も高く、次いで「聞いたことがある」25.0%、「知っている」22.8%となっています。

■自分の中に障がいのある方に対しての偏見や差別があると思うか



■合理的配慮をしないことが差別にあたると法律で定められたことの認知度

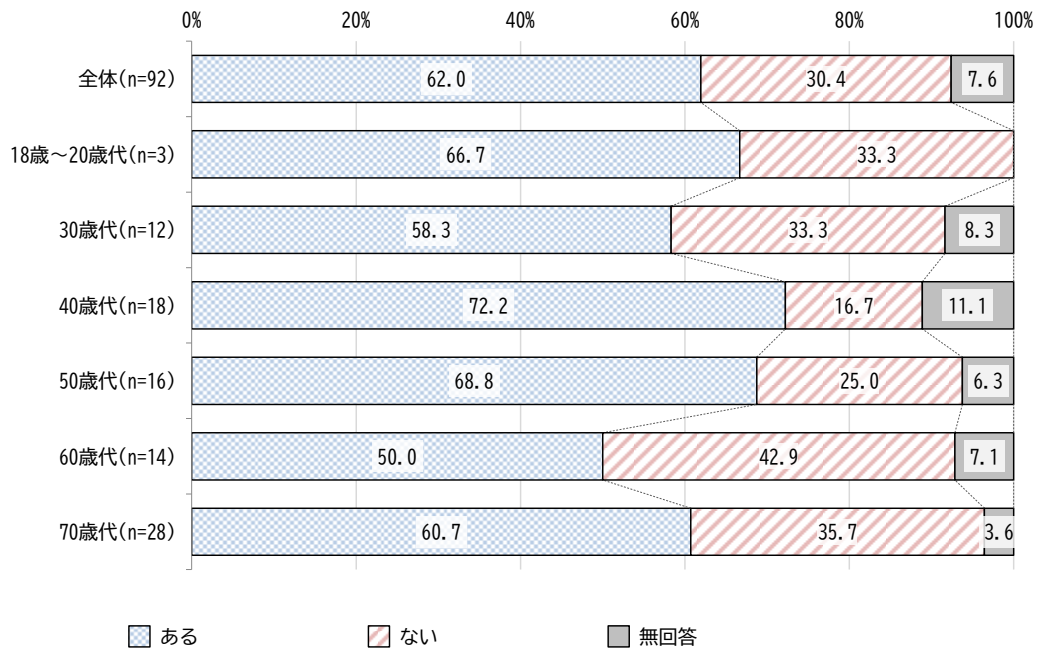


②障がいのある方とのふれあいについて

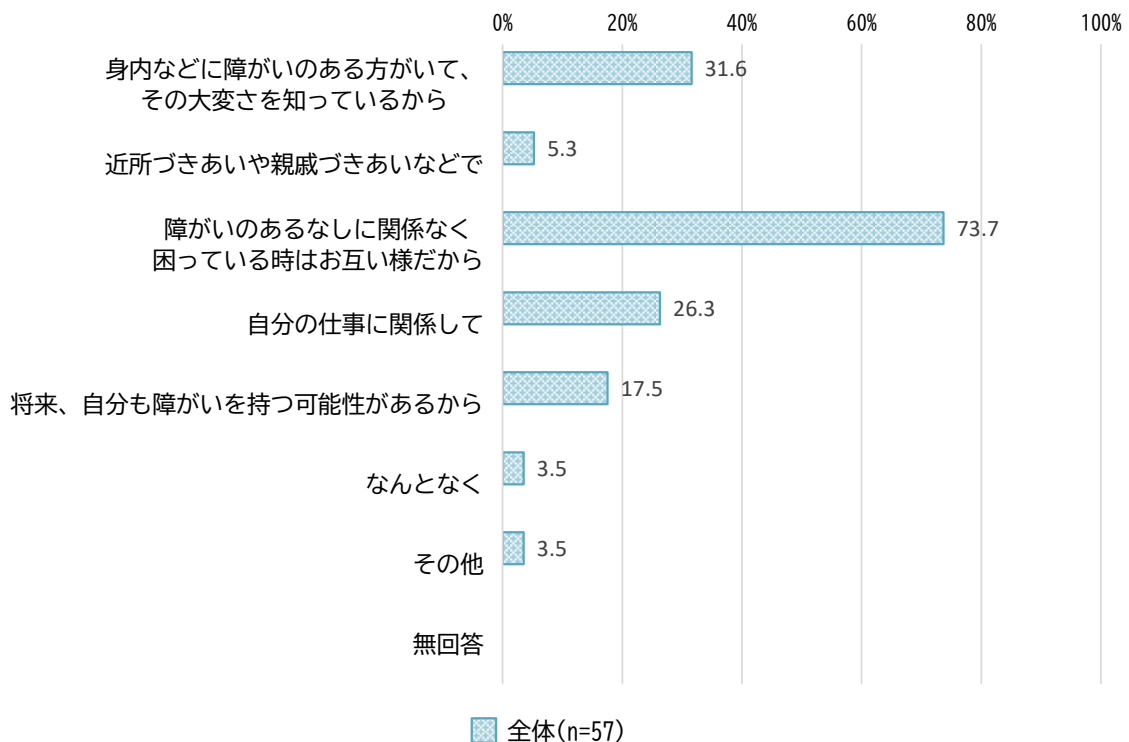
障がいのある方の手助けをしたことがあるかについては、「ある」の割合が62.0%、「ない」30.4%となっています。

どのような気持ちから障がいのある方を手助けしたかについては、「障がいのあるなしに関係なく困っている時はお互い様だから」の割合が73.7%と最も高く、次いで「身内などに障がいのある方がいて、その大変さを知っているから」31.6%、「自分の仕事に関係して」26.3%となっています。

■障がいのある方の手助けの有無



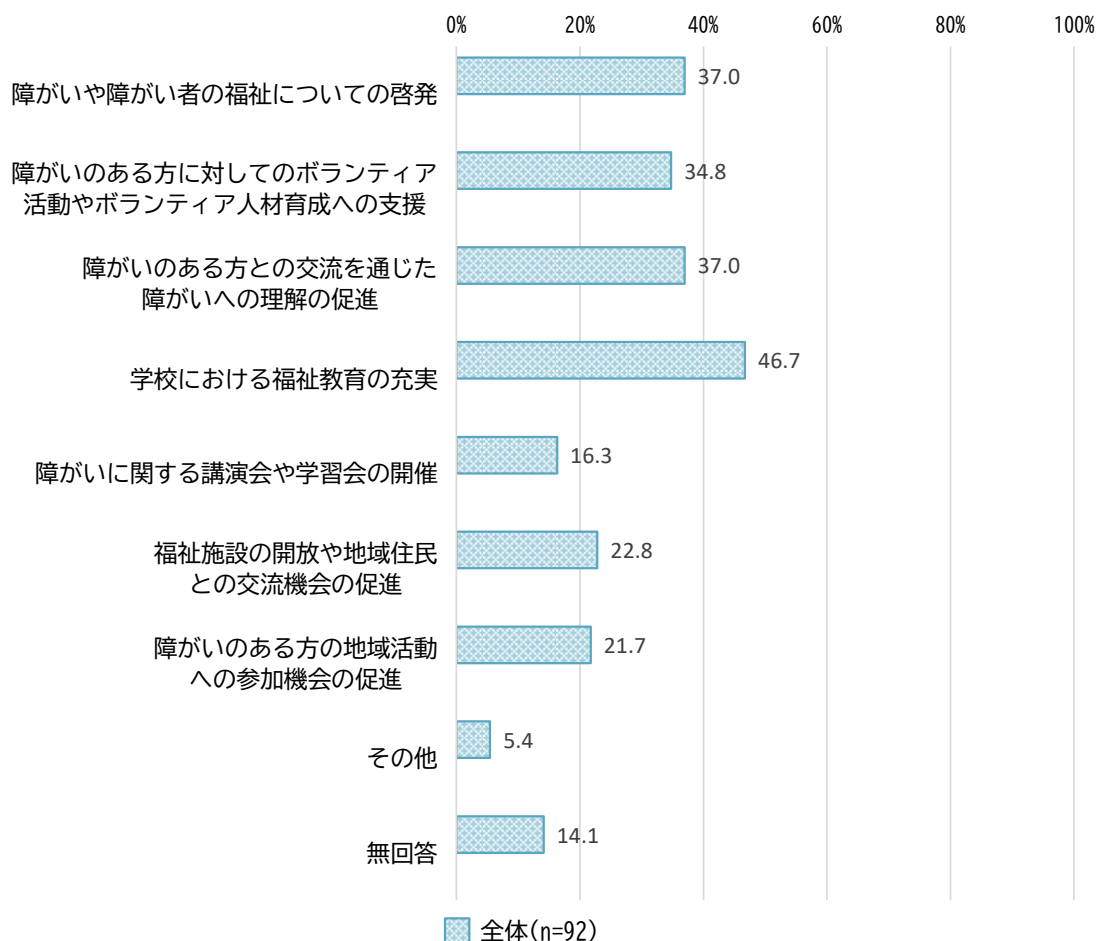
■手助けした理由



③由布市の障がい福祉施策について

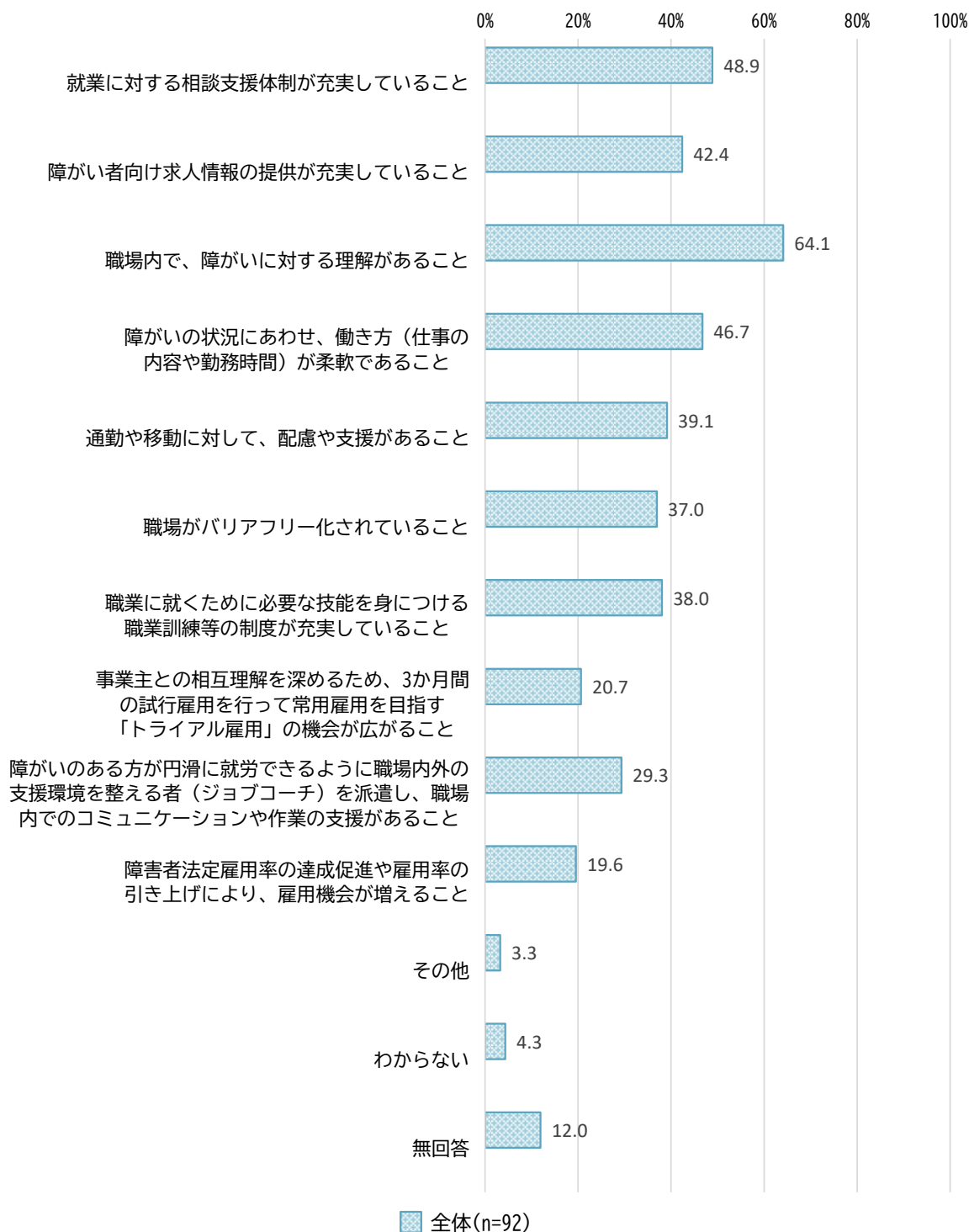
障がいに対する市民の理解を深めるために必要なことについては、「学校における福祉教育の充実」の割合が46.7%と最も高く、次いで「障がいや障がい者の福祉についての啓発」37.0%、「障がいのある方との交流を通じた障がいへの理解の促進」37.0%、「障がいのある方に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援」34.8%となっています。

■障がいに対する市民の理解を深めるために必要なこと



障がいのある方にとって働きやすくするために必要なことについては、「職場内で、障がいに対する理解があること」の割合が64.1%と最も高く、次いで「就業に対する相談支援体制が充実していること」48.9%、「障がいの状況にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」46.7%となっています。

■障がいのある方にとって働きやすくするため必要なこと



3. 由布市障がい者基本計画（第2次）の施策・取組の実施状況

（1）評価・検証の目的

由布市障がい者基本計画（第2次）が令和5年度に見直しとなることから、第2次計画の評価・検証を実施し、第3次計画策定の基礎資料とすることを目的とします。

（2）評価・検証の実施方法

○方 法：調査シートによる回答

○時 期：令和4年10月

（3）基本目標ごとの評価・検証結果

下記評価基準に基づき、第2次計画の取り組みを評価・検証しました。

【取り組みの評価基準】

評価	評価を行うための大まかなイメージ
A	当初のイメージどおりかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上
B	当初のイメージどおりにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20～50%未満
E	未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満

① 全体総評

施策	取り組み	評価
施策1 個人としての尊厳の尊重	1 相談支援の充実	C
	2 権利擁護の推進	C
	3 交流の促進	C
施策2 地域における生活支援の充実	1 生活支援の充実	C
	2 保健・医療の充実	C
施策3 自立と社会参加の促進	1 教育・育成の充実	B
	2 雇用・就労、経済的自立の支援	D
	3 社会参加の促進	C
施策4 人にやさしいまちづくりの推進	1 生活環境の充実	C
	2 生活安全対策の推進	C

評価の結果、教育・育成の充実についての評価が高く、5歳児健診にて3歳児健診では見抜けなかった障がいを発見することができる等、市独自の健診が障がいの早期発見につながっています。本市においては身体障がい者数は年々減少していますが、知的障がい者、精神障がい者数は増加傾向にあることから、今後も障がいの早期発見・療育の早期開始、切れ目のない支援の継続が必要です。

一方、雇用・就労、経済的自立の支援の分野では、十分な支援が図れていない状況となっています。アンケート調査の結果においても、「職場の環境が障がいに対応していない」「障がいに対する職場の理解不足」「コミュニケーション不足」が働きづらい理由として挙げられていることから、障がい特性の理解や障がい特性に応じたコミュニケーション方法の理解など、障がいに対する理解を深めるための広報・啓発活動を行うことにより、障がい者が働きやすい環境づくりを推進することが求められています。また、企業に対して、障がい者雇用に関する支援機関や相談機関の周知を図る必要があります。

4. 今後の施策推進に向けた課題

(1) ライフステージに応じた切れ目のない支援施策の展開

従前において、障害福祉サービスと介護保険サービスとの併給関係が整理されたことや、障がい児支援が児童福祉法に基づくサービスに一元化されたこと等により、個別の状況に応じ、複数の制度に基づくサービスを複合的に利用する場合が増えています。少子高齢化の進展や経済情勢の変化に伴い、家族のあり方やライフスタイルが多様化する中、利用者の福祉ニーズも多様化が進んでいます。

これらの状況を踏まえると、これまでと同様に乳幼児期から高齢期に至るまで、様々な障がいの特性とライフステージに応じた切れ目のない支援施策を展開することは、ますます重要な課題と言えます。

また、障がい者に関わる施策は、福祉のみならず、保健・医療・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野や領域に渡っており、これらの支援を支えるためにも、行政各分野間の連携・調整の強化についても、引き続き取り組んでいくべき重要な課題と言えます。

(2) 障がい種別によらない一元的な福祉サービス等の実施

①精神保健福祉施策の一層の充実

精神障がい者を対象とする施策にあっては、従前から他の障がい種別と比べて利用できる福祉サービスや社会資源が少ない状況にあることや、根強い偏見があること等が課題であり、実施体制の確立・充実や障がいに対する市民理解の促進、相談支援体制や日中活動の場の確保・充実等に努めてきたところです。

しかし、これらの課題は未だに解消には至っておらず、引き続き、障がい者理解の促進に向けた取り組みをはじめ、精神障がい者の雇用・就労の推進、社会的入院の解消と地域への移行促進に向けた取り組みや、在宅の精神障がい者の自立と社会参加の促進に向けた取り組みなどを充実させる必要があります。

②施策の谷間にある分野における支援等

精神障がいの類型の一つである発達障がいや高次脳機能障がいは、周囲からはわかりにくい障がいであることに加え、従来の精神障がい者に対するサービスだけでは十分に対応できないという課題があります。

また、高度医療の進展等に伴い、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者が増加傾向にある中、こうした重度の障がい児者が地域で安心して生活できるようにするためには、受け入れやサービス提供の体制の整備を充実させることが必要です。

視覚と聴覚に重複して障がいがある盲ろう者への意思疎通支援や移動支援の充実、難病患者への制度周知等も必要とされています。

こういった、これまでの施策では十分に対応できていない、いわば施策の谷間に置かれていた障がい者にも、新たな焦点を当てて施策の充実を図ることが求められているほか、地域の課題として、今なお施策の谷間にある障がい者の実情やニーズを把握するとともに、関係機関が連携して柔軟に対応する必要があります。

(3) 地域生活への移行の促進

障害者権利条約を受けて改正された障害者基本法においては、すべて障がい者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことがうたわれています。

入所施設から地域への移行や、精神科病院から地域への移行にあっては、従前の障害者自立支援法の成立により打ち出された「施設から地域へ」という基本的方向性のほか、こういった共生社会の理念を踏まえ、障がい者が自ら住みたいと思う場所で、当たり前前の生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みとして、これまで以上に、地域生活基盤の整備等に取り組み、少しでも本人の希望を尊重した地域生活の実現を図ることが重要です。

引き続き、地域移行支援や地域定着支援の活用、グループホーム等の整備、ネットワークの構築・活用による各分野の連携、地域をあげた包括的な支援システムの構築、在宅サービスや相談支援体制の充実、生活の場の確保、雇用・就労、社会参加に対する支援の充実などを図る必要があります。

(4) 地域生活の継続の支援

前述のとおり、共生社会の理念を踏まえ、障がい者が自ら住みたいと思う場所で、当たり前前の生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みが求められています。地域で生活している障がい者にあっては、可能な限り地域での生活を継続し、少しでも本人の希望を尊重した地域生活の実現を図ることが重要です。

国における検討会の中では、関係団体からのヒアリングにおいて、障がい者の地域生活を支えるために必要な支援や資源について、地域での安心感の担保、親元からの自立を希望する者に対する支援、地域移行の推進、医療的ケアや行動障がい支援等の専門的な対応を必要とする障がい者への支援、医療機関との連携による地域資源の活用、緊急対応体制、障がい特性に応じた体制整備などのニーズが挙げられており、これらのニーズを受けて必要とされる相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなど、地域における居住支援のための機能の強化が求められています。中でも、相談支援・権利擁護体制については、障がい者が地域での生活を続けるため、身近なところで、必要な時に

いつでも相談でき、適切な支援を受けられる体制の充実が引き続き求められているところです。

また、障がい者やその主な介護の担い手である家族の高齢化が進んでいる現状において、介護による家族の心身の負担や将来への不安感が高まる傾向にあります。家族をはじめとする介護者に対する支援を求める声も増加しています。

このような中、生活課題を解消し、地域生活を継続するためには、障がい種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実、市内外のネットワークの活用、地域住民と専門相談機関とのネットワークづくり等により、相談支援体制のさらなる充実を図る必要があります。

そのほか、障がい児者やその家族等が抱える様々なニーズや地域の課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、体制の整備について協議を行う場の充実を図ることにより、地域における障がい児者を支えるネットワークの強化や地域社会づくりの推進を図る必要があります。

(５) 地域で自立するための働く場や活動の場の確保

障がい者が地域で生活を続けていく上で、社会の一員として、また、自己実現の一つの手段として、障がい特性や一人ひとりの意欲、適性、能力に応じて身近に活動することや働くことができる場があることが望まれます。

近年、就労移行支援事業から一般就労への移行者数は増加傾向にあり、より多くの障がい者が一般就労し、また、就労を継続するためには、障がい特性や一人ひとりの意欲、適性、能力等に応じた働き方の開発や普及、処遇の改善を図ることの重要性について、企業等の理解を深める必要があります。

また、生活保護等の公的扶助を受けている人など、就労等による経済的な自立を目指していながら、その機会に恵まれない人への支援として、福祉的就労の底上げを図ることが重要であり、障害者優先調達推進法や大分県障がい者工賃向上計画を踏まえ、工賃向上への取り組みを推進することが求められています。

これらの取り組みにあっては、制度を設計し実施するのみではなく、一般就労、福祉的就労とも、「働く」ことができる障がい者の多くが「働く」ことを望み、経済的自立を図るため、障がい者や家族、支援者への啓発や意欲の喚起を行うことも必要です。

なお、一般就労につながった障がい者の職場定着率の向上や、働く力はあっても自力での通勤が困難な障がい者の就労の実現を図るため、就労後の職場定着支援や働く場への移動の手段の制度化を求める声もあります。

また、学校等の教育機関への通学や、教育現場におけるサポートについて、支援の充実を求める声もあります。

（６）福祉サービスの提供体制の整備・充実

障がい者の福祉ニーズに対応するためには、サービスの提供体制を整備することが必要です。そのため、障がい福祉計画における各サービスの利用見込や、障がい特性に応じたニーズを踏まえ、計画的に事業所等の社会資源の整備を図る必要があります。

特に、グループホームについては、主な介護の担い手である家族の高齢化等により家庭における介護負担が増す傾向がある中、地域生活の継続や地域移行を促進する上で必要な社会資源であることを踏まえ、引き続き整備を促進する必要があるほか、重度化等により既存物件では生活ができない障がい者を受け入れる社会資源として、バリアフリー設備を備えた施設を整備する必要性が高まっています。

また、児童福祉法に基づく障害児通所支援等にあっては、さらなる社会資源の整備を求める声がある一方で、サービスの質の確保を図る必要性も高く、県との役割分担を踏まえたうえで、整備に向けた課題の整理が必要です。

なお、これらのサービス提供体制の確保のためには、サービス提供を担う人材の確保・育成が不可欠です。福祉ニーズの多様化に伴い、人材育成を中心としたサービスの質の向上の必要性がますます高まっています。また、着実に改善が進んでいる雇用情勢の中で、社会保障分野においては現状においても人材不足問題が深刻化しています。今後の福祉ニーズの高まりを受け、高度な人材を求めている必要があります。

（７）地域における障がい者への理解の促進

障がい者にとって、一人ひとりが尊重され、地域においていきいきと自分らしく暮らせるようにすることは、障害者基本法に規定される「尊厳にふさわしい生活を保障される権利」や、本計画の理念に通じる願いです。障害者権利条約においても、障がい者が社会に参加し、包容されることの促進がうたわれ、障害者総合支援法においては、「理解促進研修・啓発事業」が市町村の必須事業として位置づけられ、地域住民の理解を深めることが図られています。

計画策定のためのアンケート調査では、「障がいに対する市民の理解を深めるために必要なこと」として、「学校における福祉教育の充実」に次いで、「障がいや障がい者の福祉についての啓発」「障がいのある方との交流を通じた障がいへの理解の促進」「障がいのある方に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援」が挙げられていることから、引き続き、きめ細やかな啓発活動や共生教育を推進するとともに、地域住民と障がい者の交流を促進する必要があります。

(8) とともに生きるための暮らしやすい環境づくり

由布市における各障がい者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者数は減少している一方、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。障害福祉サービス等の利用のために障害支援区分の認定を受ける人も、年々増加している状況です。

また、障害者総合支援法に基づくサービスの対象者にあっても、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者などへの拡大が図られています。

したがって、人口に減少傾向が見受けられる現状の中、障がい者は引き続き増加傾向にあります。また、このほか、少子高齢化の進展による高齢者の増加なども含めると、何らかの支援や配慮が必要な人は今後も増加する見込みです。

こういった状況から、障がい者をはじめとする日常生活を送る上で配慮が必要な人の視点から暮らしやすいまちにすることは、障がいや疾病がない人にとっても暮らしやすいまちであるとの考え方に立ち、引き続き、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の視点で施策を進めていくことが重要です。

第2部 第3次由布市障がい者基本計画

第1章 施策の展開と取組

1. 個人としての尊厳の尊重

<取組の方向性>

- 障がい者の主体性や自主性が尊重されるよう、障がい者の意思決定の支援に配慮しつつ、一人ひとりの生活を多角的に支援するための相談支援やケアマネジメントの一層の充実や、権利擁護の推進に取り組みます。
- 誰もが互いに尊重しあい、共に生活を送ることができるよう、障がいに対する地域の人々の正しい理解と認識を深めるため、啓発の推進や交流の促進に取り組みます。

(1) 相談支援の充実

①相談支援事業の実施

障がい者やその家族、介護者などが抱える様々な相談ニーズに応じ、迅速かつ的確な相談支援が行われるよう、相談支援事業を実施します。

②相談支援体制のさらなる充実

- ◆ 相談支援従事者に対する研修の実施や、具体的事例におけるサポートを通じ、人材育成等による事業の質の向上を図ります。
- ◆ 事業者間や関係機関との連携体制の強化を図ります。
- ◆ 発達障がい児者や高次脳機能障がい者の相談支援について、大分県発達障がい者支援センターや大分県高次脳機能障がい支援拠点機関等との連携を強化し、特性に応じた対応を図ります。
- ◆ 高齢の障がい者への相談支援やケアマネジメントについて、由布市地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携体制の構築を図ります。
- ◆ 福祉サービスを利用する難病患者の相談支援について、専門性の高い関係機関との連携を図ります。
- ◆ 既存の相談支援体制を活かしつつ、高齢者、子ども、生活困窮の分野を越えた事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組みます。

③地域における相談体制の充実

市内はもとより、近隣の市町村の相談支援事業所とも情報交換を行うなど、連携の強化を図ります。また、商工会や観光協会など福祉関係以外の団体との交流を促進することにより、多方面から多くの情報を収集することで幅広い対応ができるよう連携を進めます。

(2) 権利擁護の推進

①人権・権利に関する理解促進

人権・権利擁護に対する市民の理解を深めるための講演会や講座などを実施します。

②成年後見制度の利用促進

必要な人が必要なときに成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用できるよう、制度の周知、啓発に努めるとともに、申し立てに要する費用を支援します。

③虐待防止

障がい者虐待防止に関する内容や相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、相談支援事業所、サービス提供事業所、警察、医療機関、地域等との連携を図り、さらに虐待防止に努めます。

虐待通報があった場合は、速やかに対応します。

(3) 交流の促進

広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育の促進を図ります。

また、障がいのある人となない人が共に日常的に交流する機会の創出等を図ります。



2. 地域における生活支援の充実

<取組の方向性>

- 障がい児者の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもと、福祉サービス等の生活支援施策の一層の充実に努めます。
- 障がい児者が身近な地域で保健・医療・福祉サービス等を受けることができるよう、関係機関と密に連携しながら、提供体制の充実に努めます。

(1) 生活支援の充実

①サービスの充実

障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、より細かい地域のニーズを踏まえた障害福祉サービスの提供を行います。

②地域における生活支援機能の強化

地域における生活支援について、施設入所中または精神科病院入院中の障がい者の地域生活への移行を促進します。障がい者や主な介護の担い手である家族の高齢化等を踏まえ、今後一層の機能の強化を図ります。

地域生活の継続を支えていくためには、相談支援体制の充実のほか、ひとり暮らし等の体験の機会や場の確保、緊急時の受け入れ体制等の充実、専門性の確保や向上、コーディネーター機能等地域の受入体制づくりが求められています。これまで以上に地域における居住支援の機能強化を図り、地域ニーズに対応した拠点等を整備することで地域での生活を支援します。

③社会資源の計画的な整備・活用

障がい者の主体的なサービスの選択や、多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保に向け、今後の支援のあり方も踏まえながら、社会資源の計画的な有効活用を図ります。

④サービスの質の向上

サービスの質の確保・向上のため、従事者の資質向上を図ります。

なお、人材の確保に関する課題の解消に向けては、引き続き国に対し、地方における現状や従事者の処遇改善等の要望を訴えていきます。

⑤法改正や制度見直しへの対応

制度改正をはじめとする法令等の改正に対しても、国の動向を注視するとともに、支援が円滑に切れ目なく行われるよう、適切な対応に努めます。

(2) 保健・医療の充実

精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、居宅介護などの訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、自立生活援助の提供体制の整備を図ります。

障がい者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図るとともに情報提供に努めます。



3. 自立と社会参加の促進

<取組の方向性>

- 障がい児の発達を支援する観点から、身近な地域で支援が受けられるよう、療育や福祉サービスの充実に向け取り組みます。
- 子ども・子育て支援法に基づく新たな支援を講じるとともに、障がい児が教育・保育等を利用できるよう、必要な支援を行います。
- 「ともに学び、ともに育つ」という視点のもと、地域の学校や支援学校、関係機関等の緊密な連携を図りながら、障がいの状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談の実施に努めます。
- 就労によって経済的な自立を図るとともに、自己実現の場として社会の中での役割や生きがいを見出すため、民間事業所等での雇用を積極的に促進し、障がい者の就労機会の拡大を図るとともに、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする多様な就業の機会の充実に努めます。
- 外出や意思疎通支援などを通じて、就労、就学、生涯学習や、文化活動、スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するための環境づくりを進めます。

(1) 教育・育成の充実

①療育、障がい児支援の充実

障がい児の発達を支援する観点から、身近な地域で支援が受けられるよう、療育体制の充実に向け取り組むとともに、障がいの早期の発見や療育の開始に向けた関係機関との連携の強化を図ります。児童福祉法に基づくサービスを中心に、障がい児支援の充実に努めます。

②特別支援教育の充実

学校教育における特別支援教育の内容の充実に努めるとともに、学校施設やその設備の整備を推進します。由布支援学校、新生支援学校とも連携して高等部への進学と卒業後の進路の充実に努めます。

(2) 雇用・就労、経済的自立の支援

①多様な就労の確保と支援

労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じて社会の中での役割や生きがいを見出すため、障がい者の雇用を積極的に促進するとともに、就労に向けた様々な支援の充実を図ります。

②福祉的就労の充実

障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大や新たな作業分野の開拓を推進するとともに、これを契機に、就労継続支援事業所がより魅力あるものとなるよう、民間企業等からも受注を受けやすい物品や役務の開拓、受注能力の向上の促進を図ります。

由布市地域自立支援協議会の専門部会で、情報共有や課題解決をしながら各就労継続支援事業所間の連携を図ることにより、支援力の向上に努めます。

(3) 社会参加の促進

①移動等の支援による活動の促進

障がい児者の移動等の支援を行い、社会参加活動等への参加を支援します。

②文化活動やスポーツ活動等の充実

障がい児者の文化活動やスポーツ活動等を通じた社会参加を促進するため、文化活動やスポーツ活動、レクリエーション活動等の機会を創出し、文化芸術活動を推進します。

③意思疎通支援の充実

日常生活において必要な意思の疎通が円滑に行われるよう、支援が必要な障がい児者に対して福祉機器の利用を促すとともに、手話通訳者等の派遣などを通じて意思疎通の支援の充実を図ります。

また、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を行い、障がいがあっても情報を取得でき、コミュニケーションを楽しめるように環境を整備します。

④広報・情報提供の充実

情報の取得に支援が必要な障がい児者に対し、多媒体による情報の提供、障がい特性に配慮したホームページ・広報誌・SNS等による情報発信等を行い、情報を取得利用できる環境づくりに努めます。

4. 人にやさしいまちづくりの推進

<取組の方向性>

○障がい者をはじめとするすべての人が安全に安心して生活できる社会の実現に向け、住宅や公共施設、道路、交通機関などの環境整備を進めるとともに、防災対策をはじめとした生活安全対策の推進を図ります。

(1) 生活環境の充実

①地域における福祉活動等の推進

障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを目指して、自治区など地域コミュニティの活性化を図ります。地域福祉活動やボランティア活動を推進します。

②バリアフリーのまちづくりの推進

「福祉のまちづくり」の普及・理解促進を図り、誰もが安心して安全に移動できるまちづくりを推進します。

③行政サービス等における配慮

行政機関等における合理的配慮の提供及び障がい者理解の促進等を図ります。なお、民間事業者に対しては、合理的配慮の提供の法的義務化に関する広報・啓発を行い、合理的配慮の提供の促進を図ります。

(2) 生活安全対策の推進

①防災対策の充実

災害から障がい者を守るため、災害時避難行動要支援者支援制度の登録の促進に努めます。災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合は、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障がい特性に配慮した多様な伝達手段による情報伝達の体制や環境の整備に努めます。

②防犯対策等

障がい者等の犯罪被害の未然防止を図るため、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動を促進します。

5. 由布市地域自立支援協議会の活動推進・充実

<取組の方向性>

- 障がい福祉に関する関係機関及び関係者が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域における障がい者等への支援体制の整備に努めます。

(1) 各専門部会の活動推進

①こども支援部会

こどもに関する福祉の立場から、学習会や研修を通じて、地域の療育を充実するための課題の発見や整理、施策等の協議を行い、こどもを取り巻く人材の質の向上や環境づくりを推進します。

②くらし支援部会

障がい児者が地域において生活していくうえで、暮らしやすい地域づくりを目指すため、住居や移動等の生活に関する課題の発見や整理、施策等の協議を行います。また、スポーツや文化活動などの障がい児者の生きがいづくりを推進します。

③しごと支援部会

障がい者の就労支援の充実を図るため、就労に関する課題の整理や解決策の検討、就労に関する広報活動、企業との情報交換・交流、実習先を開拓し一般就労へつなげるための調査研究、障がい者一人ひとりに応じた就労関係のシステムの検討などに努めます。

④相談支援部会

地域における相談支援体制の充実・質の向上を図るとともに、相談支援機関のネットワークの構築や相談支援に関する課題解決のための社会資源の開発・改良を通じて、人材の質の向上に努めます。

(2) 活動の広報・普及啓発の充実

障がい者が情報を取得しやすいレイアウトや文字媒体などに配慮した広報誌の作成や情報発信に努め、活動の普及啓発を行います。



第3部 第7期由布市障がい福祉計画・ 第3期由布市障がい児福祉計画

第1章 前期計画の進捗状況

1. 前期計画の成果目標の評価

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、国が基本指針で掲げる事項について成果目標を設定することとなっています。本市が第6期由布市障がい福祉計画・第2期由布市障がい児福祉計画で設定した成果目標について、実績の把握と評価を行いました。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行状況

【目標】

国の基本指針	・令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
--------	---

【目標値】

項目	人数	本市の考え方
【基準】 令和元年度末の施設入所者数	67人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数	67人	令和元年度末の施設入所者数を上回らない ※国：令和元年度末の施設入所者を1.6%以上削減（65人）
【目標値】 地域生活移行者数	3人	令和元年度末の施設入所者数の4%以上 （入所施設からグループホーム等へ移行した者の数） ※国：令和元年度末の施設入所者数の6%以上（4人）
【目標値】 削減見込み	—	令和元年度末の施設入所者数を上回らない ※国：令和元年度末の施設入所者を1.6%以上削減（2人）

【実績】

	2019（令和元） 年度実績	2022（令和4） 年度実績	2023（令和5） 年度見込
地域生活移行者数	0人	0人	0人
施設入所者数	67人	70人	70人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】

市の 考え方	長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、保健、医療、福祉関係者の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。 本市においては、由布市地域自立支援協議会とその下部組織である各専門部会（こども支援部会、くらし支援部会、しごと支援部会、相談支援部会）を活用して協議を行い、精神障がい者が地域で安心して暮らせるように取り組みます。
-----------	--

【実績】

市の 取組状況	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、由布市地域自立支援協議会とその下部組織である各専門部会（こども支援部会、くらし支援部会、しごと支援部会、相談支援部会）を活用して協議を行い、精神障がい者が地域で安心して暮らせるように取り組んでいます。
------------	--

<参考（国が示した活動指標）>

	2021（令和3） 年度実績	2022（令和4） 年度実績	2023（令和5） 年度見込
保健、医療・福祉関係者による 協議の場の開催回数	0回	0回	1回
精神障がい者の地域移行支援	0人	1人	0人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人
精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	0人

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

【目標】

国の基本指針	2023（令和5）年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。
市の考え	地域生活支援拠点等は障がいのある人等の重度化、高齢化や「親亡きあと」を見据えた居住支援のための機能を整備するものです。本市においては、まずは令和3年度に始動した『緊急時の受入・対応』の体制を盤石にし、今後必要な機能について検討します。

【目標値】

目標値	地域生活支援拠点等有する機能の充実	国の基本指針と同じ
-----	-------------------	-----------

【実績】

市の取組状況	地域生活支援拠点等の機能のうち、『相談』『緊急時の受入・対応』『体験の機会・場』『地域の体制づくり』が確保されましたが、『専門的人材の確保・養成』については、具体的な体制づくりを模索しています。
--------	---

<参考（国が示した活動指標）>

実績	2023（令和5）年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	8か所
	2023（令和5）年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	8回

（４）福祉生活から一般就労等への移行状況

①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

【目標】

国の基本方針	・福祉施設から一般就労への移行者数を 2019（令和元）年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。 ・就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、2019（令和元）年度の一般就労の 1.30 倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援 A 型事業については、2019（令和元）年度実績のおおむね 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業についてはおおむね 1.23 倍以上を目指すこととする。
--------	--

【目標値】

一般就労移行者	基準値 2019（令和元） 年度実績	目標値 2023（令和 5） 年度末
	5 人	7 人
内訳（一般就労前の所属）		
就労移行支援利用者	3 人	3 人
就労継続支援 A 型利用者	2 人	2 人
就労継続支援 B 型利用者	3 人	3 人

【実績】

一般就労移行者	基準値 2019（令和元） 年度実績	見込値 2023（令和 5） 年度末
	5 人	1 人
内訳（一般就労前の所属）		
就労移行支援利用者	3 人	1 人
就労継続支援 A 型利用者	2 人	0 人
就労継続支援 B 型利用者	3 人	0 人

②就労定着支援事業に関する目標

【目標】

国の基本方針	・就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業所数等を踏まえた上で、2023（令和5）年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用を7割以上とする。 ・就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
市の考え	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

【目標値】

利用者数見込	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
就労定着支援利用者数	2人	2人	2人

【実績】

利用者数見込	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
就労定着支援利用者数	1人	1人	3人

（５）障害児通所支援等の地域支援体制の整備

①児童発達支援センターの整備

【目標】

国の基本方針	・2023（令和５）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。
市の考え	児童発達支援センターは、施設の専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を支援する施設への援助、助言を併せて行うなど地域の中核的な療育支援施設です。本市においても令和５年度末までの設置に向けて取り組みます。

【目標値】

目標値	2023（令和５）年度末時点の児童発達支援センターの設置数	１か所
-----	-------------------------------	-----

【実績】

現状	2023（令和５）年度末時点の児童発達支援センターの整備数	０か所
----	-------------------------------	-----

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

【目標】

国の基本方針	・2023（令和5）年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
市の考え	保育所等訪問支援は、児童発達支援事業所等に機能訓練を担当する専門性の高い職員を配置し、障がいのある児童に対し個別に保育所等を訪問し、支援をするものです。小規模事業所においては人員的に難しい支援ではありますが、本市においては、前記の児童発達支援センターの機能のひとつとして実施するなどにより体制の構築を図ります。

【目標値】

目標値	2023（令和5）年度末時点の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 か所
-----	------------------------------------	------

【実績】

現状	2023（令和5）年度末時点の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	0 か所
----	------------------------------------	------

③重症心身障がい児の支援体制の整備

【目標】

国の基本方針	・2023（令和5）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
市の考え	重症心身障がい児の支援は、児童発達支援事業所等に看護師や機能訓練担当職員を配置する必要があるが、小規模事業所では難しい支援ではありますが、本市においては、前記の児童発達支援センターの機能のひとつとして実施するなどにより体制の構築を図ります。

【目標値】

目標値	2023（令和5）年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所
-----	--	------

【実績】

現状	2023（令和5）年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0 か所
----	--	------

④医療的ケア児の支援体制の整備

【目標】

国の基本方針	・2023（令和5）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
市の考え	医療的ケア児とその家族が抱える課題は多分野にわたっており、必要なサービスも多岐にわたっています。 本市においては、令和5年度末までに3名のコーディネーターを設置する予定であり、コーディネーターを中心とした関係機関の協議の場を設置します。

【目標値】

目標値	2023（令和5）年度末時点の医療的ケア児支援のための協議の場の設置 （参考）医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	（3人）
-----	--	------

【実績】

現状	2023（令和5）年度末時点の医療的ケア児支援のための協議の場の設置 （参考）医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	設置済 （4人）
----	--	-------------

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【目標】

国の基本方針	・2023（令和5）年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。
市の考え	属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能を備えた相談支援の体制が必要です。本市においても国の活動指標と同様の目標を設定します。

【目標値】

目標値	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	国の基本指針と同じ
-----	---	-----------

【実績】

市の取組状況	令和4年度より重層的支援体制整備事業への移行準備に着手し、地域づくり事業等を通じて地域の支え合いネットワークづくりを進めています。
--------	---

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【目標】

国の基本方針	・2023（令和5）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。
市の考え	住み慣れた地域で生き生きとした生活を送るためには、様々な福祉の取り組みを進め、誰もが必要な福祉サービスを適切に受けられることが大切です。 権利擁護を図りながら、きめ細かな福祉サービスが提供できる体制を整備するための方策を由布市地域自立支援協議会の中で検討し、進めていきます。

【目標値】

目標値	障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築	国の基本指針と同じ
-----	------------------------------------	-----------

【実績】

市の取組状況	大分県が実施する研修などについて、民間事業者への周知・啓発を行い、支援員のサービスの質の向上に取り組んでいます。また、権利擁護を図りながら、きめ細かな福祉サービスが提供できる体制を整備するための方策を由布市地域自立支援協議会の各専門部会で検討しています。
--------	---

第2章 成果目標の設定

1. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

国の新たな基本指針に基づき、成果目標及びそれに付随する活動指標の設定を行いました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針
・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。 ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。 ※令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

市の考え
本市では、地域生活移行の実績がほとんどなく、国の指針を達成することは難しいと考えられますが、地域での自立した生活を希望する施設入所者に対しては共同生活援助（グループホーム）等の居住系サービスや自立訓練（生活訓練）等の日中活動系サービス等により支援します。

【成果目標設定の考え方】

項目	人数		本市の考え方
	国	由布市	
【基準】 令和4年度末の 施設入所者数	70人	70人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度の施設 入所者数	66人	70人	施設入所希望者がおり、人数を削減することは困難であることから、令和4年度末の施設入所者数を上回らない ※国：令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減
【目標値】 地域生活移行者数	6人 (6%)	3人 (4%)	令和4年度末の施設入所者数の4%以上 (入所施設からグループホーム等へ移行した者の数) ※国：令和4年度末の施設入所者数の6%以上
【目標値】 削減見込み	5人 (5%)	0人 (0%)	施設入所希望者がおり、人数を削減することは困難であることから、令和4年度末の施設入所者数を上回らない ※国：令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の第７期の基本指針では、市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、以下のとおり活動指標を見込みます。

市の考え
本市においては、障がい福祉計画（第６期）の目標に基づき設置した協議の場を活用し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を行い、体制の整備を進めます。

【活動指標】

	2024 (令和６) 年度	2025 (令和７) 年度	2026 (令和８) 年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	１回	１回	１回

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針
・令和８年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年１回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ・令和８年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可能）を進めることを基本とする。（新規）

市の考え
地域生活支援拠点等の機能のうち『専門的人材の確保・養成』については具体的な体制づくりが構築できていないため、由布市地域自立支援協議会とその下部組織である専門部会等を活用して協議を行います。また、その他の機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、地域の体制づくり）については、その機能の充実のため、由布市地域自立支援協議会などを活用し、運用状況の検証及び検討に取り組みます。 強度行動障がい有する者に関しては、支援ニーズを把握し、圏域での整備も視野に含めた支援体制の整備について検討します。

目標値	2026（令和８）年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	８か所
	地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、支援の実績等を踏まえた検証及び検討回数についての年間の見込み数	８回
	コーディネーターの配置人数についての年間の見込み数	１人

(4) 福祉生活から一般就労への移行等

①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針
・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和８年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和３年度の一般就労への移行実績の１.２８倍以上とすることを基本とする。 ・就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和８年度中の一般就労への移行実績を、令和３年度実績の１.３１倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援Ａ型事業については、令和８年度中の一般就労への移行実績を、令和３年度実績の１.２９倍以上、就労継続支援Ｂ型事業については１.２８倍以上を目指すこととする。

市の考え
本市における令和３年度の一般就労への移行者は２人となっています。 そのため、令和８年度末において、一般就労への移行者を３名とし、そのうち、就労移行支援事業利用者を２名、就労継続支援Ａ型事業利用者を１名とすることを目標とします。

項目		人数	考え方
福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数		３人	令和３年度実績 ２人 １.２８倍以上
内 訳	令和８年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	２人	令和３年度実績 １人 １.３１倍以上
	令和８年度中の就労継続支援Ａ型事業から一般就労への移行者数	１人	令和３年度実績 １人 １.２９倍以上
	令和８年度中の就労継続支援Ｂ型事業から一般就労への移行者数	０人	令和３年度実績 ０人 １.２８倍以上

②就労定着支援事業に関する目標

国の基本指針
・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。（新規） ・就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ・就労定着率については、令和8年度中の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。（※目標は県のみ設定） ※一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

市の考え
一般就労への移行者3名のうち2名が就労定着支援事業を利用することを目標とします。 本市では、令和5年度現在、市内に就労定着支援事業所がないため、本目標値は設定しません。

項目	人数	考え方
令和8年度中の一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用数	2人	令和8年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数

(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

国の基本指針

- ・ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの充実及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

①令和8年度末までに、4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。

②令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。（※目標は県のみ設定）

- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一か所以上確保することを基本とする。

- ・ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

- ・ 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置（新規）

令和8年度末までに、県において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

市の考え
児童発達支援センターにおいては、前期計画の目標設置数に到達できていないため、令和８年度末までの設置に向けて引き続き取り組みます。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を由布市地域自立支援協議会のこども支援部会等で構築します。 重症心身障がい児の支援は、児童発達支援事業所等に看護師や機能訓練担当職員を配置する必要があり、小規模事業所では難しい支援ではありますが、本市においては、前記の児童発達支援センターの機能のひとつとして実施するなどにより体制の構築を図ります。 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置は構築済であることから、目標を達成していますが、引き続き医療的ケア児等支援の充実を図ります。

項目	令和８年度末の 整備箇所数	整備形態
①４つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備数	１か所	児童発達支援センター
②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	１か所	児童発達支援センターの機能のひとつ
③主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	１か所	児童発達支援センターの機能のひとつ
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	１か所	由布市地域自立支援協議会（子ども支援部会）
⑤医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置数	４人	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
・ 令和８年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。 ・ 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制確保を基本とする。

市の考え
由布市地域自立支援協議会等で令和８年度末までに基幹相談支援センターの設置について検討します。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針
・2026（令和8）年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。

市の考え
民間事業者へ大分県が実施する研修などの周知・啓発を行い、支援員のサービスの質の向上に取り組みます。 また、市の実情に応じて、民間事業者を対象とした市独自の研修等の実施に努めます。 さらに、大分県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に市職員が参加することで、専門知識の向上を図ります。障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析と結果の活用・共有については、自立支援給付費等の請求内容審査時に随時各事業所との連携を行うことなどにより実施します。

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加人数	2人	2人	2人

(8) 発達障がい者等に対する支援

市の考え
発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の構築を令和8年度末までに図ります。

※用語解説

サービス名	サービス内容
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。

第3章 サービスの種類ごとの量の見込及び確保方策

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等と児童福祉法に基づく障害児通所支援等は、障がいのある人（児童）の障がいの種別や程度、及び家族の状況など勘案すべき事項を踏まえて、障がいのある人（児童）の個別のニーズに沿ったサービスの提供を行っています。本計画における見込み量は、第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況やサービス実績等をもとに見込みました。

1. 障害福祉サービス等の見込量と確保方策

（1）訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスについては、障がいのある人の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスです。本市においてはヘルパーが不足し、事業所数も減少しているため、一人ひとりのニーズに応じたサービス量を確保、保持することが求められています。

名 称	内 容
居宅介護	利用者本人の自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障がい者に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、また、外出時における移動支援等を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行うサービスです。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいのある障がい者のうち、自己判断能力が制限されている障がい者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出支援等を行うサービスです。
重度障害者等 包括支援	常時介護の必要性が高い障がい者に居宅介護やその他のサービスを包括的に行うサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用時間数)

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
居宅介護	人/月	25	28	30	31	31	31
	時間	289	384	436	450	450	450
重度訪問介護	人	2	3	4	4	4	4
	時間	595	763	866	866	866	866
同行援護	人	5	5	6	6	7	7
	時間	52	60	72	72	84	84
行動援護	人	1	3	3	3	3	3
	時間	39	48	43	44	44	44
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※令和3年度及び令和4年度の実績値は当該年度3月末の利用実績値、令和5年度は年度途中の実績を踏まえた見込値（以下、同様）

◆見込量確保のための方策

区分	見込量確保のための方策
居宅介護	本市における居宅介護事業所は5か所です。第7期は、第6期実績により450時間／月を保持することとします。
重度訪問介護	居宅介護事業所が重度訪問介護を行うため、居宅介護同様、本市内のサービスを提供する事業所は5か所です。
同行援護	本市内において同行援護の支援を行う事業所は1か所です。第6期実績により、72時間～84時間／月を保持することとします。
行動援護	本市内において行動援護の支援を行う事業所は1か所です。第6期実績により、44時間／月の利用を保持することとします。
重度障害者等 包括支援	第6期の実績はなく、サービスを提供する事業所もないため、見込量の設定は行いません。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、生活能力の向上や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。

本市では、第6期に引き続き国の指針に沿って、入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人の地域生活への移行を推進するため、日中活動系サービスの提供体制の充実を図ります。

名 称	内 容
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある方に、主に昼間に障害者支援施設等において、入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。機能訓練は身体障がいまたは難病等対象者、生活訓練は知的障がいまたは精神障がい対象となります。
就労選択支援【新設】	障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある方に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	実際に通常の事業所で働きたい障がいのある方のために、雇用契約に基づき働く場所を提供し、生産活動やその他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	企業や自宅等への訪問・来所により、生活や体調管理等の課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導助言を行うサービスです。
療養介護	医療と常に介護を必要とする障がいのある方に、主に昼間に、病院等の医療施設等において行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話等を総合的に行うサービスです。
短期入所 (福祉型・医療型)	介護者の病気等の理由により、障害者支援施設への短期間の入所が必要な場合に、障がいのある方が当該施設に短期間入所し、入浴、排せつまたは食事の介助等を受けるサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

区 分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
生活介護	人/月	89	87	86	86	86	86
	人日/月	1,855	1,823	1,846	1,846	1,846	1,846
自立訓練 (機能訓練)	人/月	3	0	0	1	1	1
	人日/月	32	0	0	23	23	23
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	2	2	2	2	2
	人日/月	23	26	46	46	46	46
就労選択支援	人/月				0	5	10
	人日/月				0	70	140
就労移行支援	人/月	3	0	1	1	1	1
	人日/月	63	0	23	23	23	23
就労継続支援 (A型)	人/月	38	34	33	33	33	34
	人日/月	812	700	675	675	675	698
就労継続支援 (B型)	人/月	116	121	127	129	130	131
	人日/月	2,053	2,221	2,359	2,405	2,428	2,451
就労定着支援	人/月	4	2	2	2	2	2
療養介護	人/月	12	13	14	15	15	15
短期入所 (福祉型)	人/月	0	4	6	7	8	9
	人日/月	0	11	15	18	21	24
短期入所 (医療型)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

◆見込量確保のための方策

区分	見込量確保のための方策
生活介護	本市内のサービス提供事業所は8か所です。第7期も地域移行を推進するため第6期の実績に基づき、1,846人日／月と設定しました。
自立訓練 (機能訓練)	本市内にサービスを提供する事業所がないため、近隣市の事業所を利用することになりますが、第6期に引き続き、第7期も地域移行を推進することから、令和5年度は実績がなかったものの、23人日／月の利用を見込むこととします。
自立訓練 (生活訓練)	本市内にサービスを提供する事業所がないため、近隣市の事業所を利用しています。第6期に引き続き、第7期も地域移行を推進することから、令和5年度の実績に基づき、46人日／月の利用を見込むこととします。
就労選択支援	令和6年度からの新規事業となることから、令和5年度に特別支援学校を卒業する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型・B型を新たに利用する者の数等を勘案して設定しました。
就労移行支援	本市内にサービスを提供する事業所がないため、近隣市の事業所を利用しています。第6期に引き続き、一般就労への移行を推進するため、23人日／月を見込むものとします。
就労継続支援 (A型)	本市内におけるサービス提供事業所は4か所あります。今後も利用者の増加が見込まれるため、第6期の実績に基づき、第7期は675～698人日／月の利用を見込むこととします。
就労継続支援 (B型)	本市内におけるサービス提供事業所は6か所です。第7期においても入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人の地域生活への移行を推進していくため、見込量は2,405～2,451人日／月を設定しました。
就労定着支援	本市においてはサービスを提供する事業所はなく近隣市の事業所を利用しています。引き続き一般就労への移行を推進することに伴う利用者を見込み、2人／月と設定しました。
療養介護	県内の療養介護をサービスを提供する事業所は6か所です。高度な医療サービスを必要とする障がいのある人を受け入れる療養介護施設のサービス提供は本市単独では解決することは困難です。第6期実績により、15人／月と設定しました。
短期入所 (福祉型)	本市内における短期入所事業所は6か所で、他市と比較すると充実しており、サービス利用者数も一定しています。障がいのある人の家族の高齢化によるニーズの高まりを見込み、第6期の実績に基づき第7期は、18～24人日／月の利用を見込むものとします。また、成果目標に位置付けられた「地域生活支援拠点等」(本市では地域生活支援事業の緊急時入所支援事業)が有する機能の充実を踏まえ、緊急時における障がい者等の受け入れ等を円滑に行うことができるように、事業所との連携体制の構築を図ります。
短期入所 (医療型)	第6期の実績がないことから、見込量の設定は行ないません。

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービスなどを利用します。

名 称	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある方で一人暮らしを希望する障がいのある方等を対象に、定期的な居宅訪問等を通じた支援を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を営むべき住居において、相談や日常生活上の援助等を行うサービスです。
施設入所支援	主に夜間や日中において、施設に入所する障がいのある方に入浴、排せつまたは食事の介護等を行うサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数)

区 分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
自立生活援助	人/月	5	4	4	4	4	4
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	65	72	74	75	76	77
施設入所支援	人/月	73	70	71	70	70	70

◆見込量確保のための方策

名 称	内 容
自立生活援助	本市内におけるサービス提供事業所は1か所です。第7期は、入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人の地域生活への移行を加味し、4人/月と設定しました。
共同生活援助 (グループホーム)	本市内におけるサービス提供事業所は13か所です。第7期は、入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人の地域生活への移行を加味し、75～77人/月と設定しました。
施設入所支援	本市内における施設入所支援事業所は6か所です。 施設入所支援以外の障害福祉サービスも提供しています。他市と比較すると多数の施設があり、利用者数も一定しています。長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められていますが、現在の利用者に加え、新たに施設に入所することを希望する待機者もいることから、第6期の実績により70人/月と設定しました。

(4) 相談支援

相談支援とは、障がいのある人等、障がいのある児童の保護者又は障がいのある人等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

名 称	内 容
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援を行うとともに、障害福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がいのある方の心身の状況や置かれている環境等を考慮し、サービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している障がいのある方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の便宜を供与するサービスです。
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障がいのある方と常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数)

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
計画相談支援	人/月	67	66	68	70	70	70
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

◆見込量確保のための方策

名 称	内 容
計画相談支援	本市内におけるサービス提供事業所は5か所です。 現にサービスを利用している人数、障がいのある人（児童）等のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数は70人／月を見込むこととします。
地域移行支援	相談支援事業所が行うサービスで、本市内における事業所は2か所です。入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人の地域生活への移行を推進しています。引き続き、自立訓練事業等を利用した地域生活への移行を推進していくため、利用者数は1人／月を見込むこととします。
地域定着支援	相談支援事業所が行うサービスで、本市内における事業所は2か所です。入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人の地域生活への移行を推進していますが、第6期中は実績がありませんでした。引き続き、自立訓練事業等を利用した地域生活への移行を推進していくため、利用者数は1人／月を見込むこととします。

2. 障害児通所支援等の見込量と確保方策

障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられており、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。現に利用している障がいのある児童の数や、過去の利用実績を勘案して、利用児童数及びサービス量を見込みました。

名 称	内 容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行うサービスです。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行うサービスです。
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援センター等から、重度障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする児童に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
児童発達支援	人/月	39	35	43	45	45	45
	人日/月	440	414	394	410	410	410
放課後等 デイサービス	人/月	67	83	95	100	100	100
	人日/月	988	994	1,393	1,450	1,450	1,450
保育所等訪問支援	人/月	1	1	3	3	3	3
	人日/月	1	7	3	3	3	3
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	29	26	37	40	40	40

◆見込量確保のための方策

名 称	内 容
児童発達支援	本市内におけるサービス提供事業所は4か所です。本市では健診等の保健事業の充実に伴い、利用児童数が高止まりしています。第3期中は、第2期の実績に基づき、45人／410人日／月の利用を見込むこととします。
放課後等 デイサービス	本市内におけるサービス提供事業所は10か所です。児童発達支援の利用児童数の増加に伴い、利用者の増加傾向が続いています。第3期中も事業所の規模拡大等が予定されており、今後も利用は引き続き伸びるものと見込まれます。1人当たりの利用日数も増えていることから、第3期は、1,450人日／月、100人／月の利用を見込むこととします。
保育所等訪問支援	当市には現在事業所がないため、近隣市の事業所を利用しています。今後は既存の児童発達支援事業所にサービスの提供を働きかけていく方向であり、それに伴う利用量を設定しています。第3期は3人／月を見込むこととします。
医療型 児童発達支援	県内では中津市に1か所しかなく、現在利用はありません。今後においても利用が見込まれないことから見込量は設定していません。
居宅訪問型 児童発達支援	県内に2か所しかなく、現在利用はありません。今後においても利用が見込まれないことから見込量は設定していません。
障害児相談支援	本市内における障がい児相談支援事業所は4か所です。児童通所支援の利用の伸びに伴い増加しています。第3期は40人／月の利用を見込むこととします。

3. 地域生活支援事業の実施状況及び見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した生活を営むことができるように、地域の実情や障害者の特性に応じた柔軟な事業を効果的に実施し、障がいのある方の福祉の増進を図ることを目的としています。

事業実施にあたっては、市が主体であり、事業の全部又は一部を委託して行うことが可能です。

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。第7期も引き続き、障がい福祉のハンドブックの配布、広報誌やホームページの活用により啓発を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動に関する支援を行います。令和5年度は、由布市地域自立支援協議会くらし支援部会では障がいのある人が制作した作品を展示する『つなぐアート展』を開催、しごと支援部会では支援学校にて福祉事業所説明会を開催、こども支援部会では障がいのある児童と児童がふれあえるイベントとしてスポーツ交流会を開催します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やご家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をはじめ、障害福祉サービスや制度の利用支援、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な支援を行います。また、地域におけるネットワークの構築が不可欠であることから、由布市地域自立支援協議会に対して、相談支援事業の実施状況報告・情報提供を行い、地域の関係機関の連携強化を推進します。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
障害者等相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1

(4) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用が必要となる方に直接かかわるチーム（福祉・医療・介護の関係者や親族の方等）に対して、福祉・法律等の専門職団体や関係機関が連携し必要な支援を行う地域連携ネットワークの構築を推進します。

また、身寄りがない対象者のために市民後見人の養成・検討を進めます。あわせて、制度利用を推進するために、中核機関を含めた関係機関と連携し、広報啓発を行います。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
成年後見制度利用支援事業（利用件数）	件/年	0	1	1	1	1	1

(5) 意思疎通支援事業

聴覚障がいのある人等、意思疎通に支障がある人等が社会に参加する場において、手話通訳士等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

本市では1か所に委託しています。第7期は5件／年を見込むものとします。

また、週1日、本市役所福祉課において手話通訳者を設置し、聴覚障がいのある人に対して窓口での行政手続きを支援します。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
手話通訳者の派遣件数	件/年	0	2	4	5	5	5
要約筆記者の派遣件数	件/年	0	0	0	1	1	1

(6) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対し、日常生活上の便宜を図るため、用具を支給するものです。本市では、令和2年度に全国に先駆けて、夜盲や視野狭窄症等の方のための暗所視支援眼鏡を新たに品目に追加しました。人工喉頭などの情報・意思疎通支援用具、ストマやおむつなどの排泄管理用具については、今後も利用が増加するものと考えられ、情報・意思疎通支援用具については、10件／年、排泄管理用具については990件／年の利用を見込むものとします。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
介護・訓練支援用具	件/年	5	0	3	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	6	8	2	7	7	7
在宅療養等支援用具	件/年	11	10	10	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	件/年	11	7	6	10	10	10
排せつ管理支援用具	件/年	910	970	980	990	990	990

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、聴覚に障がいのある人との日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

本市では1か所に委託しています。第6期実績により、6人/年を見込むこととします。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	5	9	6	6	6	6

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。

本市では、近隣市を含む18か所に委託しています。令和2年度～令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出頻度の減少により利用者数、利用時間が大きく減少しましたが、令和5年度は利用時間がコロナ禍前に戻りつつあることから、135人／年、950時間／年の利用を見込みます。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
移動支援事業	人	83	127	130	135	135	135
個別支援型	時間	510	792	907	950	950	950
移動支援事業	人	0	0	0	2	2	2
通所支援型	時間	0	0	0	8	8	8

(9) 地域活動支援センター事業

①地域活動支援センター事業

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う事業です。障がいのある人だけでなく、当事者の介護者や当事者家族会、地域住民も共に集い交流する場を提供しています。

本市では、市内の1か所に委託して実施しています。第7期は、第6期の実績に基づき、利用者を270～280人／年と設定します。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/年	263	262	265	270	275	280

②地域活動支援センター機能強化事業

利用者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う地域活動支援センター事業に加え、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の３種）に応じて、雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、各種の訓練や入浴等のサービスを実施する事業です。

本市では、近隣市の１か所に委託して実施しています。事業所数が減少しているため、第７期は１人／年を見込むものとします。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	2	2	1	1	1	1
利用者数	人/年	3	3	1	1	1	1

(10) その他の事業（任意事業）

①福祉ホーム

現に住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設です。設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設です。由布市に施設はなく、近隣市の施設を利用することとなりますが、平成26年度以来、利用に至った方はいない状況です。第６期に引き続き、１人／年の利用を見込むものです。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	0	0	0	1	1	1
利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

②訪問入浴サービス事業

身体に障がいのある人に対し、入浴車での入浴のサービスを行います。

本市では、近隣市の1か所に委託して実施しています。入浴の介助は、福祉サービスの居宅介護や生活介護等でも行えるため補完はできていますが、さまざまな形態でのニーズがあるため、第7期は、1人／年を見込むものとします。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	0	0	1	1	1	1
利用者数	人/年	0	0	1	1	1	1

③日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場の確保とともに、家族の就労支援と一時的な休息を目的に、日中、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設において、見守りや集団生活に適應するための訓練等の支援を行うものです。

本市においては近隣市を含む4か所に委託しています。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大により利用者数が減少しましたが、第7期は5～7人／年の利用を見込むものとします。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	5	3	1	3	3	5
利用者数	人/年	7	2	1	5	5	7

④緊急時入所支援事業

成果目標に位置づけられた「地域生活支援拠点等」が有する機能の充実を踏まえ、障がい者等の地域生活における安心・安全を確保することを目的とした事業です。介護者の急病等の不測の事態により、居宅での生活が維持できなくなった場合、夜間・休日等の緊急要請に「夜間・休日等緊急時入所支援コーディネーター」が対応し、一時的に短期入所事業所へ入所するための支援を行います。引き続き広報誌やホームページを通じて周知を行い、1件／年の利用を見込むものとします。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

⑤巡回支援専門員整備事業

保育所や、幼稚園、放課後等児童クラブ等の子どもが集まる施設・場に作業療法士等を派遣し、障がい者が「気になる」段階から支援を行うための体制を整備します。本市では平成30年度から実施しており、発達障がい等に関する知識を有する専門員が、施設等の支援を担当する職員や障がいのある児童の保護者に対し、支援方法の助言等を行っています。第6期実績より、4回／年を見込むものとします。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	1	1	2	2	2	2
利用回数	回/年	4	3	2	4	4	4

⑥自動車改造助成事業

身体に障がいのある人が、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。令和５年度の実績に基づき、１件／年の利用を見込むものとします。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
利用者数	人/年	0	0	2	1	1	1

⑦更生訓練費給付事業

被保護者または要保護者である障がいのある人が就労移行支援事業や自立訓練事業（生活訓練）等を利用する場合に、更生訓練費等を支給し社会復帰の促進を図ります。

本市では、平成22年度から利用がないため、第７期ではホームページ等で制度の周知を図り、１件／年の利用を見込みます。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	0	0	0	1	1	1
利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

第4章 計画の進行管理

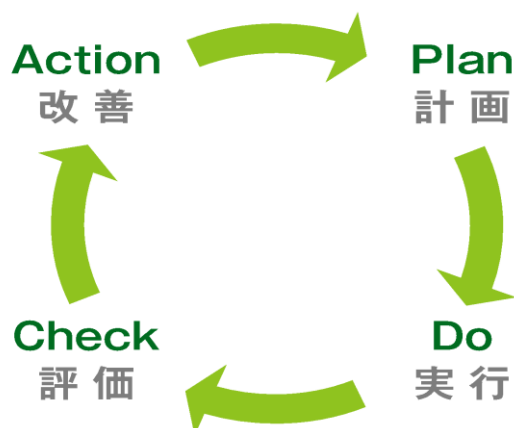
1. 計画の進行管理（評価、見直し）

本計画の推進のためにPDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）の考え方に基づいて、効果的な取組が実施されているか点検し、必要に応じて取組の見直しを行っていきます。

計画の達成状況の確認をするため、施策の柱ごと、重点的な目標に対して指標を設けました。

指標で示した数は、アンケート調査等の結果や取組の実績により把握するため、単に数字としてのみの表示となりますが、本計画では、その数字に至るまでの過程や行政、地域などの取組の内容の成果を踏まえて評価することを目指します。

本計画の評価は、由布市地域自立支援協議会により3年目に中間評価を、6年目に評価を行います。評価については本計画に関係する各関係機関に報告し、情報共有を行い、施策の継続的な推進を図ります。



2. 計画の周知

障がい者の福祉は、行政だけでなく、市民の取組、地域の取組、事業者等の取組など全ての取組が連携することで推進されます。そのため、情報を共有し、共通の理解に努めることが必要であり、市の広報誌やホームページ、研修会などを活用して、計画を広く周知していきます。

資料編

1. 由布市地域自立支援協議会委員名簿

	氏名	所属	備考
1	佐藤 清八	由布市身体障害者福祉協議会連合会	会長
2	平松 恵美男	由布市議会	副会長
3	衛藤 哲雄	由布市民生委員児童委員協議会	
4	荻野 治美	大分県のぞみ園	
5	日野 修	障害者支援施設 小松寮	
6	工藤 徳治	向陽学園	
7	柳田 美香	木埋学園	
8	首藤 正邦	障害者就労支援施設 森の家・高崎	
9	宮崎 義美	由布市身体障害者相談員	
10	立川 喜美恵	由布市知的障害者相談員	
11	軸丸 三枝子	中部保健所	
12	佐藤 ノリ子	由布支援学校	
13	佐藤 誠一郎	由布市社会福祉協議会	
14	福山 実穂	由布市学校教育課	
15	在津 典良	由布市子育て支援課	

2. 用語解説

あ行

◆アクセシビリティ

高齢の人や障がいのある人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できる状態のことを言います。

◆一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいいます。「福祉的就労」に対する用語として使用されます。

◆医療的ケア児

日常生活をおくる上で「たんの吸引」や「経管栄養」などの医療的援助を必要とする児童のことです。

◆インクルージョン

インクルージョンは英語で「Inclusion」と表記され、「包含」や「包括」という意味を持ちます。

これは、障がい者を含むすべての人々が社会の一員として尊重され、その個性や能力が活かされるべきであるという考え方を基にしています。

か行

◆基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体・知的・精神障がいのある人やその家族の方の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする機関です。

◆共生社会

障がいがある、ないにかかわらず、女性も男性も、お年寄りも若い人も、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことです。

◆ケアマネジメント

障がい者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法です。

◆権利擁護

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護することです。

◆工賃

障がいのある人を支援する施設や事業所等で福祉的就労に従事する利用者に支払われる金銭のことです。施設の生産活動によって得た収入は、必要な経費を差し引いた残りを利用者に工賃として配分されます。

◆合理的配慮

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権及び基本的自由を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がいや困難を取り除くための、個別の調整や変更を行うことです。

さ行

◆社会的障壁

障がい者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他すべてのものをさします。

◆障がい児

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第四条第一項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいいます。

◆障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設けられた週間です。

◆障害者優先調達推進法

障がい者就労施設や在宅で就労する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律です。

◆市民後見人

家庭裁判所に選任され、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約などを、本人を代理して行う弁護士や司法書士などの資格はもたない一般市民のことです。

◆自立支援給付

障がいの種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）にかかわらず、障がい者の自立支援を目的に全国一律で共通に提供するサービス。介護給付費（居宅介護、生活介護、同行援護、短期入所等）、訓練等給付費（就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等）、自立支援医療費（更生医療、精神通院）、補装具費などがあります。

◆成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人の選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守るための制度です。

た行

◆特別支援学級

学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）により「特殊学級」から名称変更されました。軽度の障がいのある児童生徒のために、学校教育法第75条の規定により小・中学校等に設置される学級で、知的障がい、肢体不自由、身体衰弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいなどの障がいのある児童生徒を対象としています。

◆特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

な行

◆難病

原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病です。経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介助などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病です。

◆ノーマライゼーション

障がいのある人となない人が、お互いに特別に区分されることなく、社会の中で同じように生活し、活動することが社会のあるべき姿（ノーマルな姿）であり、本来の望ましい姿であるとする考え方のことです。

は行

◆発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものです。

◆バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がい者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味があります。

◆福祉的就労

一般企業での就労が困難な障がい者が、福祉施設等で職業訓練等を受けながら働くことをいいます。

◆法定雇用率

民間企業や国、地方自治体等は、障がいのある人の雇用の場を確保するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定以上の割合（法定雇用率）にあたる障がいのある人を雇用しなければなりません。法定雇用率未達成の企業からは一定の納付金が徴収され、法定雇用率を超えて障がいのある人を雇用している企業には、障害者雇用調整金や報奨金として一定額が支給されます。

や行

◆ユニバーサルデザイン

障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかこうとする考え方のことです。

◆要約筆記

聴覚障がい者に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことです。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍も早くすべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」といいます。

ら行

◆ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分されます。

◆リハビリテーション

心身に障がいを持つ方の人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいいます。

◆療育

障がいのある児童に対して、個々の発達の状態や障がい特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすることです。

**由布市障がい者基本計画
第7期由布市障がい福祉計画・
第3期由布市障がい児福祉計画**

編集・発行

由布市 福祉課

〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原 302 番地（由布市役所本庁舎）

TEL：097-582-1265（福祉課直通）／FAX：097-582-1343

令和6年3月発行



由布市

